

平成30年 3月 6日 開会

平成30年 3月28日 閉会

(定例第2回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 62 号

平成 30 年第 2 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 30 年 3 月 1 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 6 日（火） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

---

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 1 日 )

平成 30 年 3 月 6 日 ( 火 曜 日 )

---

### 議 事 日 程

平成 30 年 3 月 6 日 午前 10 時開会

1 開会 ( 開議 ) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針の説明について

日程第 5 議案第 6 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の制定について

日程第 6 議案第 7 号 大山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第 7 議案第 8 号 大山町大山参道市場条例の制定について

日程第 8 議案第 9 号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 10 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 11 号 大山町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 12 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 13 号 大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 14 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 15 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 16 号 大山町税条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 17 号 大山町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 18 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 18 議案第 19 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第 20 号 夕陽の丘神田条例の一部を改正する条例について

日程第 20 議案第 21 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第 21 議案第 22 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 23 号 大山町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 24 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 24 議案第 25 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 26 号 工事請負変更契約の締結について（大山町特定環境保全公共  
下水道大山浄化センターの建設工事委託に関する協定）
- 日程第 26 議案第 27 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議につ  
いて
- 日程第 27 議案第 28 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 28 議案第 29 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 29 議案第 30 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 30 議案第 31 号 町道路線の認定について（町道 松河原名和線）
- 日程第 31 議案第 32 号 町道路線の認定について（町道 下市停車場線）
- 日程第 32 議案第 33 号 町道路線の認定について（町道 松河原上市線）
- 日程第 33 議案第 34 号 町道路線の認定について（町道 西坪西線）
- 日程第 34 議案第 35 号 町道路線の認定について（町道 坪田団地線）
- 日程第 35 議案第 36 号 町道路線の認定について（町道 みどり区団地線）
- 日程第 36 議案第 37 号 町道路線の認定について（町道 名和神社名和川線）
- 日程第 37 議案第 38 号 町道路線の認定について（町道 名和神社北線）
- 日程第 38 議案第 39 号 町道路線の認定について（町道 宮内線）
- 日程第 39 議案第 40 号 町道路線の認定について（町道 大山口南団地線）
- 日程第 40 議案第 41 号 町道路線の認定について（町道 大山口駅前団地1号線）
- 日程第 41 議案第 42 号 町道路線の認定について（町道 大山口駅前団地2号線）
- 日程第 42 議案第 43 号 町道路線の変更について（町道 栃原旧奈和線）
- 日程第 43 議案第 44 号 町道路線の変更について（町道 淀江門高田線）
- 日程第 44 議案第 45 号 町道路線の変更について（町道 名和名和停車場線）
- 日程第 45 議案第 46 号 町道路線の変更について（町道 上中高佐摩線）
- 日程第 46 議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について（夕陽の丘神田）
- 日程第 47 議案第 48 号 平成30年度大山町一般会計予算
- 日程第 48 議案第 49 号 平成30年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 49 議案第 50 号 平成30年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 50 議案第 51 号 平成30年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 51 議案第 52 号 平成30年度大山町国民健康保険特別会計予算

日程第 52	議案第 53 号	平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第 53	議案第 54 号	平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 54	議案第 55 号	平成 30 年度大山町介護保険特別会計予算
日程第 55	議案第 56 号	平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 56	議案第 57 号	平成30年度大山町公共下水道事業特別会計予算
日程第 57	議案第 58 号	平成30年度大山町風力発電事業特別会計予算
日程第 58	議案第 59 号	平成30年度大山町温泉事業特別会計予算
日程第 59	議案第 60 号	平成30年度大山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 60	議案第 61 号	平成 30 年度大山町索道事業特別会計予算
日程第 61	議案第 62 号	平成 30 年度大山町水道事業会計予算
日程第 62	議案第 63 号	平成 29 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）
日程第 63	議案第 64 号	平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 64	議案第 65 号	平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 65	議案第 66 号	平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 66	議案第 67 号	平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 67	議案第 68 号	平成29年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 68	議案第 69 号	平成 29 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 69	議案第 70 号	平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 70	議案第 71 号	平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 71	議案第 72 号	平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 72	議案第 73 号	平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 73	議案第 74 号	平成 29 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）

---

● ●

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治

9番 野口昌作                      10番 近藤大介  
11番 西尾寿博                      12番 吉原美智恵  
13番 岡田 聰                        14番 野口俊明  
15番 西山富三郎                      16番 杉谷洋一

---

欠席議員(なし)

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手島千津夫                      書記 …………… 生田貴史

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹口大紀	教育長 ……………	鷺見寛幸
副町長 ……………	小谷章	教育次長……………	佐藤康隆
総務課長 ……………	野坂友晴	幼児・学校教育課長 ……………	森田典子
総務課参事……………	金田茂之	人権・社会教育課長 ……………	西尾秀道
税務課長……………	遠藤忠敏	企画情報課長 ……………	井上龍
住民生活課長……………	山岡浩義	企画情報課参事 ……………	大黒辰信
建設課長 ……………	大前満	水道課長 ……………	野口尚登
農林水産課長……………	末次四郎	農業委員会事務局……………	田中延明
福祉介護課長 ……………	松田博明	健康対策課長 ……………	後藤英紀
観光商工課長 ……………	持田隆昌	会計管理者……………	岡田栄
地籍調査課長 ……………	白石貴和		

---

午前10時00分開会

○局長(手島千津夫君) 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

開会宣告

○議長(杉谷洋一君) ただいまの出席議員は、16人です。

定足数に達していますので、平成30年第2回大山町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第7、議案第8号大

山町大山参道市場条例の制定についてと、日程第 25、議案第 26 号 工事請負変更契約の締結について(大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託に関する協定)、日程第 28、議案第 29 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更についての 3 議案と、日程第 62、議案第 63 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算(第 10 号)から、日程第 73、議案第 74 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 3 号)までの、補正予算関係のうち、11 議案については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしくお願いたします。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

〔「議長、休憩」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 休憩します。(午前 10 時 3 分 休憩)

○議長(杉谷 洋一君) 再開します。(午前 10 時 4 分 再開)

○議長(杉谷 洋一君) 今の休憩はですね、今日になっていろいろ議案の訂正等がありましたので、その旨を少し皆さんに説明させていただいたということで休憩させていただきました。

続いて日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、2 番 池田幸恵議員、3 番 門脇輝明議員を指名します。

---

### 日程第 2 会期の決定について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 28 日までの 23 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 28 日までの 23 日間に決定しました。

---

### 日程第 3 諸般の報告について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであり

ます。

次に、町長から、政務報告から報告第 3 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 4 件の報告の申出があります。

これを許します。竹口大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） みなさんおはようございます。今日からの 3 月定例議会よろしくお願いいたします。

それでは、12 月定例議会以降における各種事務事業の取り組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課関係です。

区長会の開催について、1 月 8 日月曜日に平成 30 年初区長会を開催いたしました。町内 10 ブロックのブロック会長、中山・名和・大山の各地区会長を決定し、さらに区長会長に中山地区の山本宣司さんを互選いただきました。

次に職員採用試験について、一般事務について第 3 回目となる平成 29 年度大山町職員採用試験を 1 月 21 日月曜日に実施し、一般事務職 4 名、保育士 1 名、土木技師 1 名、文化財調査員 1 名の採用を決定しました。

これにより平成 29 年度は一般事務職 9 名、保育士 6 名、土木技師 2 名、文化財調査員 1 名の計 18 名の採用を決定しました。

次に、福祉介護課関係です。

まず、小地域保健福祉活動支援事業の推進についてです。1 月 28 日日曜日に各集落の保健推進員と福祉推進員の合同研修会を開催いたしました。研修会には民生児童委員も加えた約 180 人の委員さんが出席され、事例発表や講演を通じて地域での支え合いの大切さや事業についての理解を深めていただきました。

なお、来年度からは集落における事務の簡素化を図り、より取り組みやすい事業としてまいります。

先ほど、総務課関係のなかで、職員採用試験について 1 月 21 日月曜日と申し上げましたが、日曜日の間違いです。訂正をさせていただきます。

次に、地籍調査課関係です。

平成 28 年度に 2 年目工程を完了した地区の状況についてです。平成 28 年度に 2 年目工程を終了した、中山地区の羽田井集落と集落東側山林琴浦町境、大山地区の長田の一部、前・種原の一部は法務局登記が終了し、数値情報化業務を発注し業務遂行中でありま

次に、農林水産課関係です。

まず、がんばる地域プランの策定についてです。大山ブロッコリー・スイートコーン産地の生産構造改革プランの策定を町主体で生産者及び関係機関と協力して昨年から取り組んできました。2 月 6 日に本プランの県審査会があり採択されたところです。

今後は、産地の生産構造改革やブランド力を発揮した強い経営体づくりを目指して事業展開していきます。

次に、農業分野における外国人労働力の活用に係る特区提案についてです。国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングが2月21日に東京で行われ、境港市長、米子市長と共に私もヒアリングに参加してきました。委員からはいろいろと意見が出され、地域の実態を説明してきたところです。

今後は関係府省庁と調整され、諮問会議の審議を経て提案に係る対応方針が決定されることとなります。

次に、建設課関係です。

まず社会資本整備総合交付金事業についてです。

町道坊領向原線について、橋梁上部工事（1工区）は工事完了しましたが、外2件の橋梁上部工事については6月末工期で請負施工中です。

町道一の谷赤松線改良工事については、年度内全線供用開始を目指し請負施工中です。

町道退休寺線改良工事について、1件は年度内工期で外1件については6月末工期で請負施工中です。

町道御来屋陣構線（栃原橋）橋梁補修工事については、年度内工期で請負施工中です。

次に、水道課関係です。

上水道凍結漏水についてです。1月11日から2月9日にかけて断続的な寒波により、水道管の凍結や水道管破裂に伴う漏水が多数発生しました。また、一部地域では配水池の水位が低下し、水圧が下がる事態が発生しました。防災無線で使用者の方に節水を呼びかけご協力いただきありがとうございました。大きな断水事故は回避することが出来ました。

次に、観光商工課関係です。

まず、スキー場の営業状況についてです。3年ぶりにスキー場開きから雪があるシーズンとなりましたが、雪がしっかりあった2015年と比較すると約4割減の年末年始となりました。

指定管理者においては、1月以降の毎土曜日はファミリーデーとキッズデーを交互に開催するなど、各種のイベントやサービスに取り組んでおり、残された期間、積極的なPRを展開し、少しでも多く実績が上がりますよう町としても協力してまいりたいと考えております。

次に、「伯耆国大山開山1300年祭」についてです。2月13日に、行政、観光、経済、歴史・文化等の各分野42名で構成する「伯耆国大山開山1300年祭実行委員会総会」の第4回目の会議が開催され、1300年イヤーの今年は、承認された各種事業・イベントに取り組みます。

それらを網羅したパンフレットは2月下旬に全戸配布させて頂きましたので、皆様も

ご参加頂きますよう、よろしくお願いたします。

最後に人権・社会教育課関係です。

まず成人式についてです。1月3日に成人式を開催いたしました。対象者の84%を超える113名の成人者に出席をいただきました。

次に、人材育成交流事業についてです。1月23日から26日までの3泊4日間、沖縄県嘉手納町から16名の児童と引率者が本町を訪れ、ホームステイをしながら、大山西小学校との交流やスキー体験で交流を深めました。今回は訪問受入れが30回の記念交流ということで、歓迎会に合わせて30周年記念式典も開催いたしました。

次に、生涯学習大会兼本のあるまちづくり大会についてです。2月4日に生涯学習大会兼本のあるまちづくり大会を開催し、延べ400人の参加をいただきました。午前中はお話し会と百人一首大会を行い、午後には恒久平和をテーマにした学習機会の提供として、紙芝居・コンサート・講演会を開催しました。

次に、宮内のうわなり打ち神事の県指定文化財指定の答申についてです。宮内集落で4年に一度行われている「うわなり神事」について、2月8日の鳥取県文化財保護審議会において県指定無形民俗文化財に指定すべき旨の答申があり、2月19日の鳥取県教育委員会でこの答申を受けて指定についての議決がなされました。これにより、近く本町に新たな指定文化財が加わることとなりました。

以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第1号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてをご報告いたします。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

次に報告第2号についてご報告を申し上げます。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

変更を要する工事名、変更契約の内容、変更契約の理由はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

次に、報告第3号「長期継続契約締結の報告について」、本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手

元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 施政方針の説明について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第4、施政方針の説明についてを議題にします。

平成30年度 大山町の施政方針について説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは平成30年度施政方針を説明させていただきます。

町長就任から、もうすぐ1年が過ぎようとしております。初めての当初予算の編成方針や取り組みについての考えを、本日は、このようにみなさまの前で、ご説明する機会をいただいておりますことを厚く感謝申し上げます。

まず人口減少対策についてです。人口減少対策に取り組むことは、町を存続させていく上で急務です。そのために、平成29年度は、保育料の3歳児以上を対象とした無償化、小中学生の給食費の半額補助、高校生の通学費助成などに取り組みました。

平成30年度もこれらの施策を継続し、出生率の向上を図り、移住定住を促進するまちづくりを目指します。

また、新規事業として、ロタウイルスとおたふくかぜの予防接種費用の助成を行い、経済的理由による未接種率を減らし、安心な環境をつくってまいります。そして、保育サービスの充実として、保育所の完全給食にも取り組みます。

そのほか、宅地開発に民間の活力を注ぐため、宅地造成の補助制度を見直し、より民間事業者が宅地開発を行いやすくします。町外流出を防ぎ、町内への移住を促進するためにも、需要のある宅地開発を支援してまいります。

次に、行財政改革についてです。住民サービスの充実したまちづくりのためには、安定した財政が必要不可欠です。平成30年度も国からの交付税が約2億円減額となる状況ですが、安定した財政運営ができるよう取り組んでまいります。

平成29年度に行った事務事業評価や、新年度予算査定において、事業の効果を検証することで、行財政改革を積極的におこなってまいりました。また、自主財源を増やす取り組みとして、ふるさと納税の強化を、平成30年度も続けていきたいと考えております。

そのほか、平成30年度も引き続き、行政組織改革を行ってまいります。交付税が億単位で減額されることに適応するためにも、機構改革による業務の効率化を行う予定としておりますが、併せて住民サービスの向上も図ってまいります。

そして、私が就任する以前に発生しました一連の不適切事務を受けて、再発防止策に加えて、組織内部の風土を刷新すべく、平成29年度には、まだ一部終わっておりませんが、すべての正職員および嘱託職員と一対一で面談を行い、様々な意見や提案を取り

入れてきました。

情報発信も大切な組織改革と位置づけて、平成 29 年度には、山陰の町村では初となる定例記者会見を開始し、職員のグループウェアではほぼ毎日の情報発信も行い、情報共有や組織の方向性の共通認識の醸成にも努めています。これらの情報発信は引き続き行い、平成 30 年度はさらに町民向けの広報公聴活動を強化し、行政の信頼を高めていきたいと考えています。

次に、住みやすいまちづくりについてです。

高齢化社会に伴い、生活しやすい環境づくりの必要性は高まっています。平成 29 年度は、公共交通体系の見直しをはじめ、運転免許を自主返納された方に、デマンドバスの回数券配付を充実させ、運転免許がなくても暮らしやすいまちづくりを進めてまいりました。

平成 30 年度は、高齢者や障がい者が外出しやすい環境をつくるため、タクシー助成の拡充として、今まで対象とならなかったタクシー料金 1,000 円以下の部分に対しても助成を行います。

また、集落や自治会の各区長の事務負担を軽減し、敬老事業や保健福祉活動を行ってもらいやすいよう、制度の見直しと手続きの簡素化を行います。そして、健診事業の見直しにより、国保人間ドックの年齢制限の撤廃と負担金額の調整、併せて受診医療機関の制限も緩和し、健康で長生きできるまちづくりを進めてまいります。

なお、国保人間ドックの金銭的負担が大きいと感じられる方には、人間ドックに近い内容の特定健診を無料で受けていただけるよう、制度を見直しております。

新規事業としましては、希望される高齢者を中心に、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を入れた緊急医療情報キットを配付し、緊急時にも安心できる環境づくりに取り組んでまいります。

そのほか、インターネット環境を向上させるための手段として、料金、速度、マルチプロバイダの必要性など、住民ニーズがどのようなものか、平成 29 年度に調査をいたしました。マルチプロバイダの必要性よりも、料金や速度に関するニーズが大幅に高かったため、現状の中海テレビによるインターネットの速度向上と、インターネット料金の割引を行い、さらに利用しやすい環境をつくってまいります。

地域づくりは引き続き、町内 10 地区のまちづくり組織に協力するかたちで進めていきますが、町内では近年、こどもを軸にした取り組みをしている地域や団体が増えています。「こどもと高齢者をつなぐ」「こどもと地域をつなぐ」など、こどもの課題と何かの課題をつなぐことで、楽しさ自給率を高める取り組みとして、仮称ですが「こどもと楽しいまちプロジェクト」を立ち上げ、特色あるまちづくりによる誰もが暮らしやすい町をめざしてまいります。

次に、地域の産業振興についてです。

農林水産業においては、引き続き後継者や新規就業者を増やしていく取り組みを展開させてまいります。平成 30 年度は、ブロッコリーの産地化を進める上での障壁となっている収穫時間制限の緩和をするための、冷蔵庫の導入補助を行います。そして、梨や白ねぎなどの生産や、和牛や乳牛などの畜産業、水産業など幅広い地域産業において、所得向上のために各事業を推進してまいります。

また、工事業者の契約解除により、完成が少し先延ばしになりましたが、獣肉解体処理施設を活用して、有害鳥獣の駆除を強化し、平成 29 年度に立ち上がりました「ほうきのジビエ推進協議会」と連携し、イノシシ肉などの特産品化を進め、大山町の産業のひとつにしていきたいと考えております。

そのほか、新規創業をする事業者へ補助を行うことで、町内での起業の促進や、雇用の創出、自分のやりたいことや地域の困りごとの解決を仕事にする取り組みを強化してまいります。

むすびに、平成 30 年度は、大山開山 1300 年を迎えます。例年行われているイベントは、1300 年記念拡充版として 5 月から本格的にスタートをしますが、職員プロジェクトの提案で、大山の歴史を紐解くミュージカルが行われるなど、町内の盛り上がりも広がってきています。

また、1300 年をきっかけに、こどもたちのふるさと教育として行われた「大山検定」を、広く住民にも参加してもらえる取り組みにし、大山のすばらしい自然や歴史、文化などを再認識する年にしていきたいと考えています。プレ・イヤーでの取り組みを発展させ、大山寺周辺での消費拡大はもとより、町内全体にその恩恵が波及するよう引き続き取り組んでまいります。

人口減少対策を前に進め、誰もが地域に誇りをもって住み続けられるまちづくりに、平成 30 年度も引き続き取り組んでいく所存です。

議員のみなさん、町民のみなさんのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。施政方針の説明とさせていただきます。

○議長（杉谷 洋一君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

---

#### 日程第 5 議案第 6 号 ～ 日程第 6 議案第 7 号

○議長（杉谷 洋一議員） 日程第 5、議案第 6 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の制定についてと、日程第 6、議案第 7 号 大山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての 2 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 6 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「ふるさとフォーラムなかやま」にある友好館と上屋付多目的施設等の管理

運営を指定管理委託することに伴い、従来からの「大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例」から削り、新たに「ふれあい倶楽部」に関する条例を制定するものであります。条例の主な内容としましては、使用料について上限を設け、指定管理者が町長の承認を受けて柔軟に対応ができるようにすることとしております。

なお、この条例の施行は平成 30 年 7 月 1 日からとしております。

次に、議案第 7 号 大山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第 6 条の規定において介護保険法が改正されたことに伴い、これまで介護保険法等に定められていた指定居宅介護支援事業者等の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準については、条例で定めることとなったため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

条例の主な内容につきましては、基本方針を規定し、適切な居宅介護支援の提供、責務規定を設けるなどの運営基準や人員基準を定めることとしております。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第 7 議案第 8 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 7、議案第 8 号 大山町大山参道市場条例の制定についてを議題とします。

本議案は、本日、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。

竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 8 号 大山町大山参道市場条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町大山参道市場が 3 月 20 日に工事完成する予定であることに伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、大山町大山参道市場の設置及び管理に関する事項について定めるものでございます。

なお、この条例の施行は、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（杉谷 洋一君） 15 番 西山 富三郎議員。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 第 1 条設置ですね、これを目的にせずに設置とした理由はなんですか。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課がお答えいたします。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この参道市場でございます。1条の目的としては、参道市場を設置する目的を書かせていただいています。地元食材を利用した商品の提起及び地域特産品等の販売を行い、大山参道の人だまりを作る施設として大山参道のにぎわい復活、地域経済の活性化を図るために、参道市場を設置するというものでございまして、このことによりまして地元大山の経済活性を諮っていき、これが町内に全体的に広がっていくことを目指すものであります。

- 議員（15番 西山 富三郎君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 西山 富三郎議員。
- 議員（15番 西山 富三郎君） 目的があって設置することができる。目的と設置がよくわかりやすい、これでわかりやすい、これで自信があつての認識ですか。条例。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 自信があるかということでございますけれども、この設置にいたるまでは十分地元のほうでにぎわいプロジェクトを作っていたいただき、またランドデザインをつくり、それに基づいて地方創生の拠点施設交付金を申請し、それに基づいて頑張ってきたところであります。

自信と言いますか、それは必ずみんなで協力して、今後努力して成功させていかなければならないというふうに考えています。

- 議員（15番 西山 富三郎君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 西山 富三郎議員。
- 議員（15番 西山 富三郎君） 条例に書く、これは広角的にいう・・・（聞き取り不能）で、この条例を制定するにあたっては、何名ぐらいの専門官と・・・（聞き取り不能）どのような体制で取り組まれましたか。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 大山参道市場は、この設置にあたりまして地方創生の拠点施設整備交付金を申請させていただいたわけですが、その申請には、地元の地域おこし会社の性格もあります株式会社さんどうが運営するという点が、高く評価されて採択になったものでございます。そういったところで株式会社さんどうに全体の施設管理

を委託して、また株式会社さんどうで一部、足りないっていいいますか、それを一部委託しながら補っていただきながら運営していただくってことで、運営的には職員を専門的な職員を二人、あとは臨時的職員を5人程度で運営していくことを想定しているところでございます。

○議長(杉谷 洋一君) 他に質疑ありませんか。

○議員(14番 野口 俊明君) 議長、14番。

○議長(杉谷 洋一君) 14番 野口 俊明議員。

○議員(14番 野口 俊明君) この大山参道市場条例ということになっていますが、今の現状の対応、説明受けてるなかでは、あそこが参道市場といえる状況なのか。名称変更が必要でないかという気がするんですけどどうでしょうか。

○町長(竹口 大紀君) 議長、町長。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 名称の必要はない。大山参道市場という名前に相応しい内容にしていきたいというふうに思っています

○議員(14番 野口 俊明君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 14番 野口議員。

○議員(14番 野口 俊明君) 町長のその回答を聞いて力強く感じたわけですが、そうなるようにご努力ができると思うのかどうなのか。例えば、町長の気持ちは分かったけど、実際のその事業を担当する部署の皆さんはどう感じておられるのか、ちょっとそこらへんを聞きたいと思います。

○町長(竹口 大紀君) 議長、町長。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 私のあとに説明をさせますが、担当課と気持ちは同じでこの事業を大山参道市場という名前に相応しい事業にしていきたいというふうに思っています。

○観光商工課長(持田 隆昌君) 議長、観光商工課長。

○議長(杉谷 洋一君) 持田観光商工課長。

○観光商工課長(持田 隆昌君) 設立当初は、ブースを4つぐらいに分けてテナント募集ということで始めたわけですが、なかなかテナントが集まらなかったということで、現在は、地元の業者、関係業者を含めて多くの方に参加していただいて、広いフロアを充分活用するほうがいいのではないかとということで努力させていただいております。現在では、予定ではカフェベーカーリーを作るブースがありますし、その他のところでは、現在52業者で500アイテムを超える商品を取り扱わせていただけるという見込みがたっています。ただ、まだこれだけでは足りないのではないかとということで営業努力はしておりますし、今後は地元町内の農業の方にも、一時産業の方にもお声掛けをさせていただいて出店を呼びかけていただくということとしております。

また、恵みの里公社とも連携を諮っていくというふうにしておりますので、ご期待にそえるよう頑張っていくたいというふうに思っています。

○議長(杉谷 洋一君) 他にありませんか。

○議長(3番 門脇 輝明君) 議長、3番。

○議長(杉谷 洋一君) 3番 門脇 輝明議員。

○議長(3番 門脇 輝明君) すみません。先ほどカフェベーカーリーというお話が出たんですけど、その営業についてどの位のお客さんがくるのか、そして周辺の今、現在営業していらっしゃるお店に流れるお客さんはどのぐらい増えるのか、そのへんが凄く心配なところでございます。そしてその影響があるとすれば、その周辺のお店に対する支援策が必要ではないかなと思っっているんですけどもいかがでしょうか。

○町長(竹口 大紀君) 議長、町長。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 詳細は担当課がお答えいたしますけれども、当然、行政のやる施設、事業ですので、民業圧迫のような形にならないように共存共用を諮っていく、そういう事業内容にしていきたいというふうに考えておりますし、ひいてはその施設自体が集客力をもって、周りのお店に波及効果が出るような体制を作っていくたいと思っています。

○観光商工課長(持田 隆昌君) 議長、観光商工課長。

○議長(杉谷 洋一君) 持田観光商工課長。

○観光商工課長(持田 隆昌君) 具体的な見積りの数値ということでございますが、現在大山周辺には、年間50万人から100万人に、50万からとちょっと幅広いですけれども、具体的につかんでいる数字としては、6、70万人から100万人ぐらい登山も含めて訪れていただいているだろうということでございます。参道近辺では、54万人ぐらいの方が訪れて頂いているというデータがございます。この内、約1割の5万人程度の方に年間お寄りいただいて、ご利用いただけるのではないかと見積もっているところでございます。

それから周辺へ流れるお客さんを増やす、につきましては、先ほど町長の答弁の通りだというふうに私も考えています。

○議長(3番 門脇 輝明君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 3番 門脇議員。

○議長(3番 門脇 輝明君) 先ほど、初期の目的どおりいい結果が出れば非常にうれしいところなんです、まかり間違ってもマイナスの増える可能性もゼロではないと思います。そういった部分では先ほども質問いたしましたけれども、周辺店舗に対する支援策というものも準備をしておくべきではないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○町長(竹口 大紀君) 議長、町長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 周りの事業者に対する営業における支援策というのは、事業の推移を見てということになるかと思いますが。この事業自体が、私の就任時点でもう既に実施設計も終わり、工事にもとりかかっていた事業です。当初の計画では、中に4店舗ぐらい事業者が入って、指定管理に出す会社は、それを管理して賃料の収入を得て運営をしていくというそういう計画でした。

しかしながら、その計画どおりに出店事業者も集まりませんでしたし、担当課も努力をしておりましたが、赤字を覚悟で出していただくようなところも見つかりませんでした。そのなかで今回の事業になったわけですが、これが成功するかどうかは、無責任な発言のようにもなりますけれども、正直やってみないと分からない部分も大きいかと思います。しかしながら、やらない時のリスクというのが、約3億円、事業費をかけてこれを建設してきておりますし、さらには、施設が当初の国に申請した計画に合わないものであれば当然国からいただいております1億数千万、これは返還するということが出てきます。

そして赤字をずっと出し続けた状態で、地元にも経済的な波及効果がない施設を残しておくというのは、町にとってかなりの損害だというふうに考えておりますので、できる限りの手をつくすべきだというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。

○議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 先ほどですね、業者さん入ってもらって民業圧迫になったらいけないということもありましたけども、実際にですね、今のお話を聞くと、どういった形態で、どういった事業のスタートになるか分からないという状況なので、行政のほうから民業圧迫にならないようにというようなことが、業者に対して言えることになるのでしょうか。まずここをお聞きしたい。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口議長。

○町長（竹口 大紀君） 業者に対してそのような配慮が申し入れることができたとしても、基本的には民間事業者同士の事業における競争ですので、公が建てた施設による事業で、民業圧迫するような部分も全くゼロではないというふうに思っていますが、その施設が中心となって集客力を高めることができれば、周りの事業者にとっては、総合的には、集客増、ひいては売上げ増になるというふうに考えております。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） そのことはよく分かるんですが、実は注意せないけんの

は公共的な建物を公が建てたから、これはもう公共施設だから、という考え方と、いやこれはこちらに貸し出すんだから自由にやってくださいということは分けて考えておかないといけんと思うです。そこのところで、やはり今のこの条例案で見させていただいてるのは、お話聞く限りでは、そのへんのところがどのように定められるかということがはっきり明記されていない、おんぼらとしているというところがあります。

ですから、そのへんのところをきちっと管理者として誰がやってるの、どちらに渡すのかというのか。ところが、明記されていないと、今後、周りの商店から見られた時、また周りの地域から見られた時に、保護の施設だというふうに見られる可能性が大だと思うんですが、そのへんについてはどうでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。公の施設、行政が作ってますので、どんな形になろうとも、公の施設だというふうに思っております。それを貸し出して、事業者が事業をするにしましても、初期投資をやっぱり公がしていますので、公共施設によって、周りにの民間事業者が悪い影響がないようにするっていうのが大前提だと思いますし、良い影響を与えるための計画に基づいて、この施設はできておりますので、そういういい影響が周りに広がるようにしていきたいと思っております。

細かな契約、あるいは規程等については、指定管理の業務委託あるいはその先の業務委託ですとか、賃貸借契約ですとか、いろいろあると思いますが、その中でうたっていくべきものだというふうに思っています。以上。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 理解はできるんですが、やはりしぼりがあって、業績が上がらない、そして指定管理をしてもらうということになりますと、業績が上がらなくなるということについては、やはり指定管理料というのが発生してくる。それが、では、先ほど町長も実際やってみてもらわないと分からないということがあるんですけども、それが一つ一つ積み重なっていけば高額になる可能性もあるっていうことも考えられるわけですし、その辺のことにつきましては、やはり、念頭におきながらやっぱり計画建ててもらわないけんというふうに思いますがどうでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） おっしゃるとおり業務において、なにかしら縛りがあれば、満足な売り上げが立てられない、ということは考えられます。例えば、大山町がああ施設に対して、こういう仕様でこういう厨房機器を入れ、こういう設備でやりたい、あとやってくれっていうと、これは一種のしぼりになると思います。今回はそういったしぼり

なく、売り上げがしっかり立つように、事業者側からの提案を受け入れて、今回4千数百万の大幅な提案もこのあとも控えておりますけれども、そういうしほりを無くすために今回事業者が満足な成果を出すために、予算をお願いしているところです。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番、加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 先ほどの米本議員に対する答弁の最終の部分ですね、売上が伸びるよというか、売り上げがしっかり確保できるよという発言をされましたが、そうではなくて、しっかりと集客できる施設として運営ができて、で、波及効果があるよという、最初に言われましたよね、どちらが正しいでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。集客なのか売上なのかということですが、売上というのは、客数×客単価ですので、売上が伸びれば当然客数が伸びるということ、売上が伸ばすというのは、集客を伸ばすことにもつながると思います。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口議員。

○議員（9番 野口 昌作君） この参道の条例でございますけれども、結局、公共施設を作るということになるわけでございますが、観光施設、公共施設を考えていますとですね、恵みの里公社の、名和に入りますところのあの建物のなかで食堂やったりしてありますけれども、あれらが考えられますし、それから今いろいろと問題になっております、山香荘のですね、維持管理が問題になっておりますが、山香荘のほうも問題になってですね、いろいろあるわけでございますけれども、こういう公共施設をどんどん、どんどんというわけではないですけど、まあ建てられる、これを決断された町長、公共施設に対してこれから先どのような考え方をもち、また町内の公共施設にどういうぐあいな考え方で維持管理をどういうぐあいにしていくかというふうな考え方を持っておられるかということをお尋ねいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えいたします。この建設を進めた時の町長の気持ちをお尋ねですが、この計画を決定した際の町長は私ではありませんでした。したがって、その時の気持ちというのは、お答えすることができないかというふうに思います。

公共施設の今後の考えとしましては、やはり施政方針でも述べさせていただきましたとおり、毎年約2億円ずつぐらい交付税が国から入ってくる金額が少なくなってきてい

ます。公共施設の維持管理だけでも、相当な金額が掛かりますので、公共施設をむやみやたらに増やすというのは、賛成できない。さらには現在ある公共施設も今後 5 年、10 年あるいは 20 年、どういうふうに維持管理をしていくのか、あるいは町内で公共施設のあり方をどのようにしていくかによって、町の財政というのは大きく変わってくると思っています。これらは計画的していく必要があると思っていますので、新年度も引き続き、公共施設を維持管理等に関して計画をしっかりとててやっていきたいというふうに思っています。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 11 時休憩

午前 11 時 10 分再開

日程第 8 議案第 9 号 ～ 日程第 24 議案第 25 号

○議長（杉谷 洋一君） 再開いたします。

続いて、日程第 8、議案第 9 号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第 24、議案第 25 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についてまで、計 17 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 9 号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

改正の内容としましては、防災会議委員のうち「鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者」を「2 人」から「2 人以内」とするものでございます。

現在、鳥取県西部総合事務所の職員から 2 人委員になっていただいておりますが、西部の他町村の条例では「1 人」若しくは「2 人以内」ということで、県から今後 2 人を

出すのは難しいというご意見をいただいておりますので、このたび改正するものであります。

なお、この条例の施行は公布の日からとしております。

次に、議案第 10 号 大山町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、県及び市町村が支援を行うことについて定めた鳥取県被災者住宅再建支援条例が一部改正され、同条例による支援の対象が拡充されたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

なお、この条例の施行は、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 11 号 大山町交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成 29 年 5 月の鳥取県警察八橋警察署の移転に伴い、琴浦大山警察署となったことにより、本条例の第 3 条第 5 項第 5 号を「八橋地区交通安全協会」から「地区交通安全協会」に変更するものです。

なお、この条例の施行は公布の日からとしております。

次に、議案第 12 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

国において、一般職の給与改定に準じ、特別職の職員の給与等の改正が行われました。これに伴い、本町においても議会の議員の期末手当の支給率を改正するものです。改正の内容は、6 月に支給するものについて、100 分の 155 から 100 分の 157.5 に、12 月に支給するものについて、100 分の 170 から 100 分の 172.5 に改正するものです。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議案第 13 号 大山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会の業務に「農地利用の最適化」の推進が明記され、新体制に移行した本町農業委員会においても、担い手への農地集積や遊休農地の解消、新規就農者の育成など、従来から取り組まれてきた業務内容の更なる充実が求められております。

また、国においては、「農地利用の最適化」を図るためには委員の待遇を改善すべきとの意見があり、これを受けて近隣市町村でも報酬の増額が検討又はすでに実施されております。

このため、本町におきましても、改正法が目指す農業委員会業務に、より一層邁進していただくため、業務量や近隣市町村の報酬額を勘案し、西部管内の平均的な報酬月額

になるよう改定しようとするものであります。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 14 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

国において、一般職の給与改定に準じ、特別職の職員の給与等の改正が行われました。これに伴い、本町においても常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものです。

改正の内容は、6 月に支給するものについて、100 分の 155 から 100 分の 157.5 に、12 月に支給するものについて、100 分の 170 から 100 分の 172.5 に改正するものです。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議案第 15 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

案は、夕陽の丘神田事業に係る歳入、歳出など予算を明らかにするため、大山町夕陽の丘神田特別会計を設けておりましたが、平成 30 年度より宿泊業務の廃止を予定しており、このたび夕陽の丘神田特別会計を廃止するものです。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に議案第 16 号 大山町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

改正の内容としましては、第 1 条 対象寄付金の追加であります。寄付金税額控除の対象となります寄付金について、県条例との整合を図るために対象法人の追加をするものです。

続きまして議案第 17 号 大山町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本条例は、公共施設の老朽化に伴い、今後改修・更新経費の増が見込まれることから、公共施設総合管理計画に基づいた計画的な公共施設整備の財源としての活用を可能とするため改正を行うものであります。

改正の内容としましては、これまで施設の建設費に充てるためとされていた基金設置目的の規定を、解体を含む整備に要する経費に充てるためとする規定に改めるものであります。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に議案第 18 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の一部改正が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更されること及び後期高齢者医療制度の住所地特例の取扱いが変更されることに伴い、医療費助成金支給の対象者について規定の整備を行うものであります。

また、助成の額について定めた規定中、条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の条項を改めるものであります。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日としております。

次に議案第 19 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

改正の内容としましては、「ふるさとフォーラムなかやま」にある「ふれあい倶楽部」を指定管理委託することに伴い「大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例」を新たに制定し、この条例からは、「ふれあい倶楽部」に関する条項を削り、新たに条例を整備するものであります。

なお、この条例の施行は平成 30 年 7 月 1 日からとしております。

次に議案第 20 号 夕陽の丘神田条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、夕陽の丘神田の各施設における宿泊業務を平成 30 年度からは行わないこととするため、条例中の宿泊料に関する規定を削除するものであります。

なお、この条例の施行は、平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に議案第 21 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、今まで町が運営してきました国民健康保険事業を、平成 30 年 4 月から県と市町村が共同で運営します。

県の事務は全県の国保財政運営・納付金の決定・標準保険料率の決定を行い、各市町村の財政運営・加入者の資格管理・保険税の賦課徴収・保険給付の支払・保健事業はこれまでどおり市町村の事務となります。

このように、町の国民健康保険事業の事務が一部変更となったため、条例の一部を改正するものです。

第 1 条の改正は、法律の改正による文言の整理です。第 2 条は、県にも国民健康保険運営協議会が設置され、大山町の運営協議会は町の国民健康保険事業の事務に関するものに限り審議する協議会という改正です。

なお、この条例の施行は、平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議案第 22 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

改正の主な内容としましては、第 7 期、平成 30 年度から平成 32 年度の 65 歳以上の第 1 号被保険者負担率が 22%から 23%に負担増になることや介護給付費の増大傾向

等により、第 7 期の第 1 号被保険者の介護保険料基準額を現行の年額 7 万 7,000 円から 8 万 3,300 円に改正することとし、関係条文の整備を行うものであります。

なお、この条例の施行は、平成 30 年 4 月 1 日からとしております

次に議案第 23 号 大山町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、根拠法として本条例に引用しております介護保険法第 115 条の 46 第 4 項が第 5 項となる条項ずれが発生したため、本条例につきましても第 1 条及び第 2 条中「第 4 項」を「第 5 項」に改めるものであります。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日としております。

次に議案第 24 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険の住所地特例者はこれまで 75 歳到達時の住所地の広域連合で後期高齢者医療の資格取得していたところですが、従前住所地の広域連合が住所地特例を引き継ぎ資格取得することとされるものであります。

なお、この条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日としております。

最後に、議案第 25 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町営住宅条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、県営住宅庄内団地、昭和 46 年度建築、簡易耐火平屋建て、1 棟の住宅につきまして、すでに本町で管理代行制度により町営住宅と同様の管理を行っておりますが、このたび県より無償譲渡されることに伴い、平成 30 年 4 月 1 日より町営住宅として管理するものであります。

なお、この条例の施行は、公布の日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第 25 議案第 26 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 25、議案第 26 号 工事請負変更契約の締結について（大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託に関する協定）を議題とします。

本議案は、本日、質疑・討論・採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 26 号 工事請負変更契約の締結について、提案理由のご説明をいたします。

平成 30 年 2 月 2 日付で大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更仮契約を締結したところであります。

この変更協定を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更後の契約金額は 1 億 7,332 万円で、元契約金額に対して 3,508 万円の減額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。

○議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口俊明議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 大幅な減額ということではありますが、今までの当初の計画と工事自体が変わったのか、または資材が変わったのか、そこらへんをお聞きします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長 〇（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 減額の協定になりました理由はですね、県からの交付決定通知が当初予定しておりました金額より減額になったためです。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口俊明議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） と、いうことは、この減額の部分について、何か当初の、設置計画とか大幅に変わった部分があるのかないのか・・・（聞き取り不能）どういうことでそういうことになったのか。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 経緯を説明いたしますと、6 月に補正予算 2,000 万工事請負費の増額の補正をいただいて、日本下水道事業団との協定を締結したわけですが、日本下水道事業団との契約は交付決定前でも行われるということになっていました、交付決定前、内示時点での協定契約としておりました。その後、県と町との内示額の認識が違いがございまして、実際の交付決定は、予定しています金額より対象事業費といたしまして 3,508 万減額となったものでございます。

なお、大山浄化センター、長寿命化工事でございますが、当初の計画でも全体事業費の確保できておりませんので、6月議会でもご説明させていただいたとおり、平成30年度にもう一度30年、31年の計画で国のほうに事業承認の申請を行い、していきたいと思っております。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口俊明議員。

○議員（14番 野口 俊明君） ということは、結果的には、今までの設計の内容は変えずに、予算のいわゆる補助金の申請をして事業はやっていけるということですか。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 事業名目自体の変更は考えておりません。交付金はどうしてもつきにくい状況ですので、今の予定では平成31年にかけて申請を行い、大山浄化センターの長寿命化として管理を考えています。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇 輝明。

○議員（3番 門脇 輝明君） ちょっとようわからんので教えていただきたいと思っておりますけども、さっき野口議員のほうかた計画変更があったのかという話だったんですけど、今協定で結んでいる事業内容についてはこれも協定でできるということですね。そのへんをちょっと確認したいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えします。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） できる方向で考えております。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 26 議案第 27 号 ～ 日程第 27 議案第 28 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 26、議案第 27 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてと、日程第 27、議案第 28 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更についての計 2 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 27 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県で共同設置している鳥取県行政不服審査会から八頭環境施設管理組合の解散に伴う脱退により規約の変更をするため、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。改正の内容は別表第 1 から八頭環境施設管理組合を削るものです。

なお、この規約の変更は、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 28 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成 29 年 6 月定例議会において可決しました大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、その計画を変更するものです。

変更内容は、当初計画していた国費配分額が減額となることにより、一般財源に充当する辺地対策事業債の予定額を増額するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第 28 議案第 29 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 28、議案第 29 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本議案は、本日、質疑・討論・採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 29 号大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成 29 年 6 月定例議会において可決しました大山町豊房辺地に係る総合整

備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要が生じたため、その計画を変更するものです。

変更内容は、当初計画していた国費配分額が減額となることにより、一般財源に充当する辺地対策事業債の予定額を増額するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議員、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口議員。

○議員（9番 野口 昌作君） 今ですね、特定財源のほうが、減額になることによるというようなことの説明があったと思いますが、変更では、ゼロになってしまってる、減額でなしに、減額でもいいのかもしれないけど、まったくのゼロになったということはどういうことですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当が答えいたします。

○建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君） 大前建設課長。

○建設課長（大前 満君） ただいまのご質問にお答えします。

近年、国費の配分が非常に少なくなってるという実態も踏まえまして、辺地債による対象事業とするものでございます。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 議員、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口議員。

○議員（9番 野口 昌作君） それは何か、事業の内容の問題でそういうことになったのか。国のほうがそういうような規定というか、してるか、そういうものを作ってですね、そういう費用には、法定によって出さないということになったのか、そのへんはどちらですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 詳細は担当課が答えしますが、国の財源がないというのがないというのが1番の理由かと思います。

○建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君） 大前建設課長。

○建設課長（大前 満君） 国の財源につきましては、国の情勢によりますけども、このた

びの判断をしたのは、町の判断でございます。

○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。他に質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 29 議案第 30 号 ～ 日程第 45 議案第 46 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 29、議案第 30 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更についてから、日程第 46、議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について(夕陽の丘神田)まで、計 18 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 30 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、現行の大山町過疎地域自立促進計画について、過疎対策事業債の対象となる事業の追加が生じたため、その計画の一部を変更するものであります。

変更の内容は、ハード事業分として、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業及び名和総合運動公園陸上競技場修繕工事の2事業、ソフト事業分として橋梁定期点検事業及び高等学校等通学定期乗車券購入補助事業の2事業を新たに計画に追加するものです。各事業の内容につきましては、事業内容に記載してあるとおりであります。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

次に、議案第 31 号 町道路線の認定について(町道 松河原名和線)について、提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道松河原名和線が町に管理移管されるため、新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道松河原名和線とし、路線延長 7,452m、起点を松河原宇河瀬垣 169 番地 3、終点を富長字吹上ケ 156 番地 8 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 32 号 町道路線の認定について(町道 下市停車場線)について、提案

理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道下市停車場線が町に管理移管されるため、新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道下市停車場線とし、路線延長 152m、起点を上市字狐塚 275 番地 1、終点を上市字尾崎 268 番地 1 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 33 号 町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道高橋下市停車場線の一部が町に管理移管されるため、新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 松河原上市線とし、路線延長 1,134m、起点を下市字新屋敷 183 番地、終点を上市字高畔 247 番地 3 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 34 号 町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道旧奈和西坪線の一部が町に管理移管されるため、新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 西坪西線とし、路線延長 220m、起点を西坪字吹上 489 番地 10、終点を西坪字淵之上 302 番地 3 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 35 号 町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、坪田団地内の道路を新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道坪田団地線とし、路線延長 63m、起点を名和字下八重谷 751 番地 10、終点を名和字下八重谷 751 番地 3 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 36 号 町道路線の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、みどり区団地内の道路を新たに町道路線に認定するものであります。新路線は、路線名を町道みどり区団地線とし、路線延長 150m、起点を名和字下菖蒲谷 1006 番地 16、終点を名和字下菖蒲谷 1006 番地 36 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 37 号 町道路線の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道 名和名和停車場線が町に管理移管されるため、新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 名和神社名和川線とし、路線延長 700m、起点を御来屋字東岡山 517 番地 6、終点を御来屋字築山ノ下 641 番地 4 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 38 号 町道路線の認定について提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道 名和名和停車場線が町に管理移管されるため、新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 名和神社北線とし、路線延長 50m、起点を御来屋字東岡山 520 番地 3、終点を御来屋字東岡山 517 番地 12 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 39 号 町道路線の認定について（町道 宮内線）提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道 坊領淀江停車場線が町に管理移管されるため、新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 宮内線とし、路線延長 544m、起点を坊領字普玄田 1851 番地、終点を宮内字出口 1015 番地とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 40 号 町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山口南団地内の道路を新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 大山口南団地線とし、路線延長 150m、起点を所子字上澤 1301 番地 2、終点を所子字上澤 273 番地 6 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 41 号 町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山口駅前団地内の道路を新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 大山口駅前団地 1 号線とし、路線延長 70m、起点を末長字川添 265 番地 20、終点を末長字川添 265 番地 25 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 42 号 町道路線の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山口駅前団地内の道路を新たに町道路線に認定するものであります。

新路線は、路線名を町道 大山口駅前団地 2 号線とし、路線延長 70m、起点を国信字笠原 550 番地 13、終点を国信字笠原 544 番地 2 とすることにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 43 号 町道路線の変更について、提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道旧奈和西坪線の一部が町に管理移管されるため、既存町道を延伸するものであります。

変更する路線の路線名は町道 枋原旧奈和線で、路線延長を 388m 延伸させ、終点を加茂字樋田 545 番地から加茂字向田 3612 番地とすることにつきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 44 号 町道路線の変更について、提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、主要地方道名和岸本線の一部が町に管理移管されるため、

既存町道を延伸するものであります。

変更する路線の路線名は町道 淀江門高田線で、路線延長を 1,225m 延伸させ、終点を高田字下タノ段 1724 番地から高田字縄手 2925 番地とすることにつきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 45 号 町道路線の変更について、提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道 名和名和停車場線の一部が町に管理移管されるため、既存町道を延伸するものであります。

変更する路線の路線名は町道 名和名和停車場線で、路線延長を 220m 延伸させ、起点を御来屋字東岡山 465 番地 1 から名和字東長者原 556 番地 1、終点を御来屋字東岡山 498 番地から御来屋字砂田屋敷 809 番地とすることにつきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第 46 号 町道路線の変更について、提案理由の説明をいたします。

本案は、県道再編に伴い、一般県道 坊領淀江停車場線の一部が町に管理移管されるため、既存町道を延伸するものであります。

変更する路線の路線名は町道上中高佐摩線で、路線延長を 176m 延伸させ、終点を町道坊領佐摩線接続点（佐摩三軒家）から坊領字下宮長 2065 番地 1 とすることにつきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

最後に、議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定についての、提案理由のご説明をいたします。

本町では、町営施設への指定管理を導入しておりますが、引き続き本施設を指定管理者による管理を図るべき施設として選定をし、「夕陽の丘神田」の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、大山北麓エリア活性化の中核施設であり、その運営につきましては、ノウハウが豊富で積極的な営業努力が期待できる民間事業者に委ねるのが地域の活性化に大きな効果を生むものと考えるところであります。

指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条に基づき 10 月に公募を行った結果、1 社の応募をいただき、同条例第 4 条に基づき 12 月 13 日に開きました指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

候補者は、東伯郡琴浦町逢束 1061 番地 6 株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴雅央でありまして、過去 5 年間の指定管理者としての実績に加え、本町の社会体育施設の指定管理も受けておられ、県内外で広くゴルフ場や芝グラウンドの管理を行うなど、芝の管理には多くの実績をお持ちの事業者であります。

なお、指定管理の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間

としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) ここで休憩とします。

午後は1時からとします。再開は1時からとしますので、よろしく申し上げます。

午後 12 時 2 分休憩

午後 1 時再開

日程第 47 議案第 48 号～日程第 61 議案第 62 号

○議長(杉谷 洋一君) 再開します。

日程第 47、議案第 48 号 平成 30 年度大山町一般会計予算から日程第 61、議案第 62 号 平成 30 年度大山町水道事業会計予算まで、計 15 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 48 号 平成 30 年度大山町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

第 1 条で、平成 30 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出 102 億 4,000 万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしております。

予算総額は、平成 29 年度当初予算と比較して、額にして 3 億 1,000 万円の増、率にして 3.1%の増であります。

次に、第 2 条では、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」によることといたしております。

第 3 条では、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表 地方債」によることといたしております。第 4 条では、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 10 億円と定めております。第 5 条では、歳出予算の流用について、定めております。

平成 30 年度一般会計予算の特徴的なものとしましては、まず、歳入においては、固定資産税の減などの見込みにより町税総収入は、前年度に比べ 2,490 万 7,000 円減の 14 億 1,881 万 7,000 円を計上していること、地方交付税は合併算定替措置の縮減が 5 割から 7 割と増加することから、前年度比 1 億 7,000 万円減の 47 億 8,000 万円としていること、などであります。

次に歳出においての特徴的なものとしては、総務費ではふるさと応援基金事業に 2 億 1,658 万 7,000 円、大山チャンネル制作委託料など情報通信事業に 1 億 1,512 万円、指定避難所に観光客や住民に提供すべき情報を配信するための防災 Wi-Fi ステーション整

備事業に 4,762 万 8,000 円などを計上しています。

民生費では、前年度までの敬老事業と小地域保健福祉活動事業の整理統合を行い、高齢者の生活支援や地域活性化を図る集落に対して財政支援を行うシルバー交付金事業に 722 万 8,000 円、障害者自立支援事業に 4 億 2,535 万 4,000 円などを計上しております。

衛生費では、各種検診、健康づくり対策経費に 3,740 万 6,000 円、予防接種事業に 4,994 万 6,000 円などを計上しております。

農林水産業費では、イノシシなどからの被害防止のため野生鳥獣被害防止事業に 1,317 万 9,000 円、多面的機能支払交付金事業に 1 億 4,016 万 4,000 円、園芸産地活力増進事業に 3,202 万 5,000 円、松くい虫等防除事業に 9,305 万 1,000 円、水産物供給基盤機能保全事業に 1,500 万円などを計上しています。

商工費では、地方創生推進事業に 9,137 万 7,000 円、大山参道市場運営事業に 1,158 万 4,000 円などを計上しています。

土木費では道路新設改良費で、継続事業の施工と合わせて、社会資本整備交付金等を活用して町道坊領向原線、町道中山インター線など 7 路線の工事や用地取得などを行い、計画的な道路網整備に取り組む予定であります。

消防費では老朽化した消防ポンプ自動車の更新のため 2,634 万 2,000 円などを計上しています。

教育費では、不登校児童生徒対応施設 教育支援センター寺子屋の運営経費 648 万 6,000 円、名和小学校空調設備新設工事 5,628 万 2,000 円、学校給食補助金 3,539 万 9,000 円、町内の試掘調査、所子伝統的建物群保存地区保存事業など文化財費に 4,491 万 2,000 円など、家庭・地域・学校が一体となって児童・生徒の学力向上、歴史文化の継承などに取り組む予定です。また陸上競技場の走路等の劣化に伴い、名和総合運動公園陸上競技場修繕工事 1 億 5,000 万円を計上しています。

公債費は 13 億 7,242 万 8,000 円を計上しております。うち元金償還金が 13 億 450 万円、償還金利子が 6,792 万 8,000 円であります。

予備費は、2,000 万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

給与費につきましては、事項別明細書の 190 ページから 195 ページになりますが、特別職が 1 億 9,083 万円、一般職が給料、職員手当、共済費合わせまして 14 億 5,655 万 8,000 円計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております予算の概要についてもご覧いただければと思います。

次に議案第 49 号 平成 30 年度大山町土地取得特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

本会計は大山町土地開発基金を管理するための会計で、平成 30 年度は基金から生じる利子などを 19 万 5,000 円と見込み、全額を同基金に積み立てる予算としております。

次に、議案第 50 号 平成 30 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本会計は、住宅新築資金等貸付事業制度により行った貸付金の回収を管理する特別会計となっております。

歳入予算につきまして、貸付金回収は 1,008 万 8,000 円を計上しております。

歳出予算につきまして、回収した貸付金から 376 万 7,000 円を起債の償還金へ、644 万 7,000 円を一般会計繰出金へ計上しております。

次に、議案第 51 号 平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する歳入、歳出予算を計上しております。

第 1 条では、平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,112 万 6,000 円と定めております。

初めに歳入からご説明いたします。

管理収入 961 万 5,000 円は、計量給水料を計上しております。使用料及び手数料 1,000 円は、工事検査手数料。財産収入 7 万 3,000 円は、開拓専用水道施設整備基金利子。寄付金 20 万円は、開拓専用水道加入寄付金。繰越金 1,000 円は前年度繰越金。諸収入 123 万 6,000 円は、預金利子、移転補償費、開拓水道施設管理負担金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

総務費 1,012 万 6,000 円は、施設管理に要する経費を計上しております。

主なものは、修繕料 300 万円、工事請負費 253 万 4,000 円、負担金 200 万円などです。予備費 100 万円は、不測の事態に備えるものであります。

次に議案第 52 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

平成 30 年度から、県と共同で国民健康保険事業を実施するため、予算科目の変更を行っております。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 億 7,342 万 9,000 円と定めております。

歳入から主なものを説明いたします。

第 5 款国民健康保険税は、一般被保険者と退職被保険者等分をあわせて 3 億 9,823 万 7,000 円を計上しておりますが、税率税額につきましては、5 月の本算定時に決定したいと考えております。国庫支出金、前期高齢者交付金、療養給付費等交付金は県へ直接交付されますので歳入はありません。第 30 款県支出金 14 億 8,694 万 8,000 円は、出産育児一時金と葬祭費を除く保険給付費に係る新たに交付される普通交付金及び、保険者努力支援等の特別交付金であります。共同事業交付金は、県がまとめて保険給付を行う

ため廃止となりました。第 50 款繰入金 1 億 8,647 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員人件費等繰入金、出産育児一時金繰入金、及び財政安定化支援事業繰入金を法定により繰入れるものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第 5 款総務費 3,657 万 8,000 円は、職員の人件費と事務費、国保連合会負担金が主なものであります。第 10 款保険給付費 14 億 7,717 万 5,000 円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費等を見込んでおります。第 15 款国民健康保険事業費納付金 5 億 2,379 万 1,000 円は、新たにできた科目で被保険者の方から徴収した保険税、及び繰入金の一部、並びに県補助金の一部を県へ支払う納付金であります。第 40 款保健事業費 1,338 万 6,000 円は、特定健康診査、及び人間ドック助成金に係る扶助費が主なものであります。第 55 款諸支出金 1,863 万 9,000 円は、国税の還付金、過年度分の交付金等の償還金及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金が主なものであります。

次に、議案第 53 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、提案理由をご説明いたします。

本会計は、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口診療所を経営管理するものであります。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 5,650 万 5,000 円と定めております。

歳入からご説明いたします。

第 5 款診療収入 2 億 5,613 万円は、三診療所の外来診療収入であります。第 10 款サービス収入 1,032 万円は、大山口診療所が行う訪問及び通所リハビリテーション収入であります。第 15 款使用料及び手数料 2,649 万円は、予防接種手数料などであります。第 20 款 財産収入 370 万円は、大山診療所 2 階部分の土地建物貸付収入であります。第 30 款繰入金 5,473 万 2,000 円は、施設整備に要した起債償還金への充当分及び三診療所運営のための財源補填並びに大山診療所に対する国の調整交付金として、一般会計及び国保特別会計から繰り入れするものであります。第 40 款諸収入 513 万 3,000 円は、大山診療所 2 階部分の維持管理に要する電気、水道代収入などであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費 1 億 8,996 万 6,000 円は、職員給与などの人件費と、報償費は派遣医師に対する謝礼金として、委託料は建物警備などの保守管理料などを計上しております。

第 10 款医業費 1 億 4,550 万 8,000 円は、需用費は主に医薬材料代として、委託料は主に臨床検査委託料として、備品購入費は医療機器を整備するものであります。第 15 款公債費 2,013 万 1,000 円は、主に大山診療所及び大山口診療所の施設整備などに要した起債償還金の元金と利子であります。第 20 款予備費 90 万円は、不測の事態に備えるものであります。

次に、議案第 54 号 平成 30 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,618 万 2,000 円と決めました。この予算額は、前年度に比べて 1,293 万 6,000 円の増額、率にして約 6.4%の増であります。

歳入から主なものをご説明申し上げます。

第 5 款保険料 1 億 3,414 万 6,000 円は、被保険者に係る後期高齢者保険料であります。第 12 款国庫支出金 135 万円は保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に対する補助金であります。第 20 款繰入金 8,065 万 2,000 円は、保険基盤安定分と事務費分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 475 万 3,000 円は、一般通信運搬費、後期高齢者医療システムの保守ならびに改修委託料が主なものであります。第 10 款後期高齢者医療納付金 2 億 1,069 万 7,000 円は、広域連合への保険料等負担金と事務費負担金であります。第 15 款諸支出金 70 万円は、保険料還付金を見込んでおります。第 90 款予備費を 3 万 2,000 円として、財源調整を図っております。

次に議案第 55 号 平成 30 年度大山町介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明いたします。

第 1 条で、平成 30 年度大山町介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出 22 億 3,608 万 7,000 円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によることといたしております。

予算総額は、29 年度予算と比較して、額にして 1,630 万 1,000 円の減、率にして 0.7%の減であります。第 2 条では、歳出予算の流用について定めております。平成 30 年度大山町介護保険特別会計予算の主なものとしましては、まず、歳入においては、65 歳以上の第 1 号被保険者に係る保険料は、前年度に比べ 1,694 万 9,000 円減額の 4 億 4,408 万 6,000 円を計上しております。40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料負担分と地域支援事業費に係る支払基金交付金は、5 億 9,979 万 5,000 円を計上しております。

また、保険給付費や地域支援事業費等に係る国庫支出金及び県支出金は、それぞれ 5 億 3,621 万 1,000 円、3 億 2,876 万 2,000 円を計上しております。

さらに、保険給付費や地域支援事業費に係る町の負担金等の一般会計からの繰入金は、3 億 2,631 万 4,000 円を計上しております。

次に歳出においての、主なものとしましては、総務費では、職員給与費、介護保険システム保守委託料、連合会負担金、認定審査会負担金に 3,980 万 2,000 円を計上しております。

保険給付費では、在宅サービスや施設サービスに係る介護サービス費及び介護予防サ

ービス費に 20 億 8,978 万円を計上しております。

地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費及び包括支援センター運営費として 1 億 385 万 5,000 円を計上しております。

予備費は、不測の事態に備えるため 100 万円を計上しております。

次に、議案第 56 号 平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町が管理する 17 箇所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上しております。

第 1 条では、平成 30 年度大山町農業集落排水事業の歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ 5 億 8,458 万 3,000 円と定めております。

初めに歳入からご説明いたします。

分担金及び負担金の 300 万円は、各処理区の分担金収入。使用料及び手数料の 1 億 1,182 万 1,000 円は、農業集落排水使用料収入等。県支出金 6,350 万円は、機能強化対策事業補助金であります。繰入金 3 億 4,275 万 9,000 円は、一般会計繰入金。繰越金は科目存置として 1,000 円。諸収入 2,000 円は、預金利子等であります。町債 6,350 万円は、機能強化対策事業の財源として計上しております。

次に歳出についてご説明いたします。

事業費の 2 億 7,620 万 8,000 円は、17 箇所の施設の維持管理費、二町一村下水道協議会負担金、上野末吉処理区機能強化事業の委託料及び工事請負費が主なものであります。

公債費 3 億 707 万 5,000 円は、起債の元利償還金。諸支出金 10 万円は、農業集落排水使用料還付金。予備費の 120 万円は、不測の事態にそなえるものであります。

次に、議案第 57 号 平成 30 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町が管理する 4 箇所の公共下水道処理施設の維持管理に要する歳入歳出予算を計上しております。

第 1 条では、平成 30 年度大山町公共下水道事業の歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ 5 億 9,455 万 8,000 円と定めております。

初めに歳入からご説明いたします。

分担金及び負担金の 600 万円は、各処理区の分担金収入。使用料及び手数料の 1 億 1,805 万 4,000 円は、公共下水道使用料収入等。国庫支出金 1 億 1,084 万円は、長寿命化対策のための社会資本整備交付金であります。

繰入金 2 億 7,456 万円は、一般会計繰入金。繰越金は科目存置として 1,000 円。諸収入 3,000 円は、預金利子等であります。町債 8,510 万円は、長寿命化対策事業の財源として計上しております。

次に歳出についてご説明いたします。

事業費の3億3,448万9,000円は、4箇所施設の維持管理費、二町一村下水道協議会の負担金、事業計画見直業務及び大山浄化センター長寿命化対策工事が主なものであります。公債費2億5,896万9,000円は、起債の元利償還金。諸支出金10万円は、公共下水道使用料還付金。予備費の100万円は、不測の事態にそなえるものであります。

次に、議案第58号 平成30年度大山町風力発電事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,151万6,000円としております。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から款をおって主な予算をご説明いたします。

第25款諸収入のうち、売電収入は、過去の発電実績と年間目標発電量を考慮し、4,043万円を計上しております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の予算総額は2,222万3,000円であり、これは施設の運転及び維持管理に要する経費であります。

主な内容は、施設の光熱水費・通信運搬費のほか、風車ブレードなどの施設修繕料として939万6,000円、施設保守点検委託料753万9,000円、風力監視システム保守業務委託料49万7,000円を計上しております。施設保守点検委託料につきましては、毎年行う定期点検作業に加え、国の定期安全管理審査に対応するため行う追加作業に係る予算をあわせて計上しております。第10款公債費は、地方債償還に係る元金償還金及び償還金利子であります。第90款予備費は、不測の事態に対応するための財源として、100万円を計上しております。

次に議案第59号 平成30年度大山町温泉事業特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、なかやま温泉に係る温泉の給湯事業及び施設管理等に要する経費を計上するものであります。第1条では、平成30年度歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556万7,000円と定めております。

内容について主なものを歳入からご説明いたします。

第5款使用料383万4,000円は、ナスパルタウン並びに温泉館等の温泉使用料382万8,000円と温泉スタンド使用料6,000円であります。第10款繰入金173万円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款温泉館費456万7,000円は温泉館運営費で、施設並びに備品等修繕料70万円、建物火災保険料14万5,000円、指定管理及び検針等の委託料369万2,000円、温泉使用料還付金1万円、消費税分の公課費2万円であります。第10款予備費100万円は施設管理等の不測の事態に備えて計上するものであります。

次に、議案第 60 号 平成 30 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 30 年度に行うナスパルタウンの土地の売り払い、各分譲地の管理費を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,523 万 8,000 円と定めております。

歳入から説明いたします。

第 5 款財産収入 1,771 万 3,000 円は、分譲地の土地貸し付けと土地売り払いによる財産収入であります。第 15 款繰越金 752 万 4,000 円であります。第 20 款諸収入 1,000 円は預金利子であります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款宅地造成事業費 1,771 万 4,000 円の主なものは、ナスパルタウンの分譲に係る購入者紹介謝礼 150 万円、分譲地の維持管理委託料として 120 万円、一般会計繰出金 1,440 万円を計上しております。第 10 款公債費 752 万 3,000 円は、大山口南団地造成に係る元金償還金として 745 万円、同じく償還金利子として 7 万 3,000 円であります。第 20 款予備費 1,000 円は科目存置として計上しております。

続きまして議案第 61 号 平成 30 年度大山町索道事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計は、指定管理者により運営されております大山中の原スキー場に関連する諸費用の管理を行うものであります。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,023 万 4,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第 20 款諸収入で平成 30 年度分の指定管理納付金 1,986 万 3,000 円を見込んだものであります。

次に歳出について、ご説明いたします。

第 5 款索道費 1,922 万 5,000 円の主なものは、中の原ゲレンデ敷地使用料 1,562 万円、各種団体・イベントへの負担金 205 万円、スキー場管理組合として行います大山スキー場 P R 事業補助金 100 万円であります。不測の事態に備えまして、第 10 款予備費として 100 万円を計上いたしております。

最後に、議案第 62 号 平成 30 年度大山町水道事業会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

はじめに、予算第 2 条業務の予定量であります。給水戸数 5,900 戸、年間総配水量 176 万 3 千立方メートル、一日平均給水量 4,829 立方メートルを予定しております。

まず、予算第 3 条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

第 1 款水道事業収益第 1 項営業収益は、給水収益の水道使用料と他会計からの負担金等で 2 億 2,222 万 9,000 円、第 2 項営業外収益は一般会計からの企業債の利息補助、長期

前受金戻入等で 7,351 万 4,000 円を計上し、水道事業収益の合計を 2 億 9,574 万 3,000 円としております。

次に、支出でございますが、第 1 款 水道事業費用の第 1 項営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費等で 2 億 6,885 万 9,000 円、第 2 項営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等で 2,899 万 2,000 円を計上し、水道事業費用の合計を 2 億 9,917 万 5,000 円としております。

次に予算第 4 条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第 1 款 資本的収入では、企業債の借入、他会計からの出資金等で 6,554 万 7,000 円、支出では建設改良による工事請負費、企業債の償還金等で 1 億 5,572 万 2,000 円としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第 62 議案第 63 号 ～ 日程第 73 議案第 74 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 62、議案第 63 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）から日程第 73、議案第 74 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）まで、計 12 件を一括議題にします。

平成 29 年度補正予算関係の議案につきましては、議案第 65 号を除いて、本日、質疑・討論・採決まで行います。

これから、一括で提案理由の説明を受けた後、1 議案ずつ審議を行いますので、よろしく申し上げます。提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 63 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、国の補正に伴う担い手確保・経営強化支援事業の新規計上、事業計画の変更及び決算見込による額の調整、特別会計繰出金の額の決定見込等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整する必要が生じたこと、及び不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業の追加、地方債の変更等の事由により提案するものであります。

この補正予算（第 10 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,929 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110 億 2,600 万 8,000 円としております。

次に、第 1 表の歳入からご説明いたします。

歳入の特徴的なものとしましては、県支出金の農林水産業費県補助金で、担い手確保・経営強化支援事業補助金 5,092 万 2,000 円、寄附金で寄附者増によるふるさと応援寄附金 2,000 万円、繰越金で実績に伴い 5,162 万 2,000 円を追加しております。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

歳出についても、それぞれの事業の決算見込みによる増減で、事業費の減額が大半で

あります。

それでは今回の歳出補正で増額をしております主なものについてのご説明をいたします。

総務費の一般管理費で公共施設の老朽化に伴い、今後改修・更新経費の増が見込まれることから、公共施設管理計画に基づいた計画的な改修等の財源として確保するために公共施設整備基金積立金 1 億円を追加、民生費の障害者福祉費で更生医療分の医療費の増により自立支援医療給付費 200 万円を追加、衛生費の塵芥処理費でリサイクルプラザ基幹改良工事分の増など平成 29 年度負担金額の確定により、西部広域行政管理組合負担金 1,436 万 1,000 円の追加、農林水産業費の農業振興費で国の補正に伴う新規事業着手に係る担い手確保・経営強化支援事業補助金 5,092 万 2,000 円を新規計上、商工費の観光費で土砂災害特別警戒区域内事業支援補助金 400 万円の新規計上、土木費の道路維持費で平成 30 年 1 月及び 2 月の豪雪対応に伴う道路除雪費 2,971 万 5,000 円の追加、消防費の常備消防費で皆生出張所移転新築工事分の増など平成 29 年度負担金額の確定により西部広域行政管理組合負担金 1,184 万 9,000 円の追加、教育費の学校管理費で大山西小学校の紫外線カット対策のための UV カットフィルム施工など学校修繕料 271 万 1,000 円の追加をしております。人件費については、明細書 50～52 ページにありますように特別職・一般職あわせて 1,855 万 2,000 円の減額であります。

次に第 2 条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を「第 2 表 繰越明許費補正」で 13 事業 2 億 5,299 万 9,000 円の追加をしております。

第 3 条では、「第 3 表 債務負担行為補正」で大山チャンネル作成委託料 9,000 万円の追加、防災服購入及び地域プロデューサー分の地域おこし協力隊事業の 2 事項で期間、限度額の変更をしております。

最後に第 4 条では地方債の変更について、「第 4 表 地方債補正」によることとし、合併特例債をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて 1,620 万円増額変更を行っております。

次に議案第 64 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 100 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,314 万 8,000 円とするものであります。

歳入からご説明いたします。

繰越金 100 万 2,000 円は、繰越金の増額によるものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

総務費 100 万 2,000 円の内訳は、需用費の配水設備修繕料が 103 万 6,000 円を増額、工事請負費 253 万 4,000 円の減額は、県道改良工事の見送りにより、水道管支障移転工事を実施しなかったことによるものであり、積立金 250 万円の増額は開拓専用水道施設

整備基金積立金であります。

次に議案第 65 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由のご説明をいたします。

予算書 3 ページの「第 2 表 債務負担行為」であります。夕陽の丘神田指定管理料 1 億 1,000 万円の限度額を新たに設定しております。

期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間としております。

次に議案第 66 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を説明いたします。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,959 万 4,000 円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 25 億 1,998 万 4,000 円とするものであります。

歳入から主なものを説明いたします。

国庫支出金 2,071 万 6,000 円の増額は、国調整交付金増額が主なものでありますし、療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る交付金の変更により 403 万 9,000 円の減、県支出金 1,976 万 6,000 円の減額は、県調整交付金の減が主なものであり、共同事業交付金は、交付実績による 2,270 万円の増額を見込んでおります。

次に、歳出について説明いたします。

総務費は、職員の人件費 105 万円の減額が主なものであります。保険給付費は、年度後半から給付費が増大しており、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費等を 2,242 万円の増として見込んでおります。共同事業拠出金は、拠出額の確定見込により 124 万 3,000 円の減額、保健事業費は、特定健康診査及び人間ドック健診委託数の減等により 468 万 2,000 円の減額、諸支出金は、国民健康保険診療所特別会計への繰出金を 208 万 2,000 円の増額としております。

予備費を 206 万 7,000 円増額し、歳入歳出の調整を行うものであります。

次に、議案第 67 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,003 万 4,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 4,385 万 9,000 円とするものであります。

はじめに、歳入から説明をいたします。

第 5 款診療収入は、外来収入の見込み減により 1,999 万 1,000 円を減額するものであります。第 10 款サービス収入は、訪問リハビリテーション費の収入の見込み減により 100 万円を減額するものであります。第 15 款使用料及び手数料は、健康診断手数料などの見込み減により 850 万円を減額するものであります。第 30 款繰入金は、国民健康保険特別会計からの繰入の増額及び歳入歳出の減額に伴う調整により 195 万 7,000 円を増額するものであります。第 45 款町債は、医療機器購入金額の減により 250 万円を減額するものであります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款総務費 1,205 万 6,000 円の減額は、主に職員手当、嘱託職員賃金の見込み減によるものであります。第 10 款医業費 1,797 万 8,000 円の減額は、主に医薬材料代、臨床検査委託料の見込み減によるものであります。

次に議案第 68 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 100 万 9,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 462 万 6,000 円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

保険料は、特別徴収の減額と普通徴収の増額により 273 万 7,000 円の増額、繰入金は、保険基盤安定繰入金と、事務費繰入金により 202 万 6,000 円の減額であります。

繰越金は、平成 28 年度からの繰越金で 29 万 8,000 円の増額であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費は、通信運搬費の減額とシステム改修委託料の増額により 25 万 1,000 円の減額でありますし、後期高齢者医療納付金は、保険料等負担金等の増額と事務費負担金の減額により 96 万 3,000 円の増額であります。

予備費は 29 万 7,000 円を追加しております。

次に議案第 69 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由のご説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 7,656 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 7,775 万 9,000 円とするものです。

歳入から説明いたします。

第 15 款国庫支出金 703 万 9,000 円の増額は、主に介護給付費負担金の追加交付によるものです。第 20 款支払基金交付金 756 万円の増額は、主に介護給付費交付金の交付見込によるものです。第 25 款県支出金 354 万 5,000 円の増額は、介護給付費交付金の追加交付によるものです。第 30 款繰入金 337 万 5,000 円の増額は、介護給付費交付金増額に伴う町負担分の増額によるものです。第 35 款繰越金は、5,504 万 6,000 円を追加しております。

次に歳出について説明いたします。

第 10 款保険給付費 2,700 万円の増額は、主にこれまでの実績から算定した保険給付費の実績見込によるものあります。第 90 款予備費は、4,955 万 3,000 円を追加しております。

次に、議案第 70 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、事業費の精査により既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 980 万円を

減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 5,658 万 8,000 円とするものであります。

歳入の主な内容は、機能強化対策事業の減額により県補助金 79 万円および町債 80 万円を減額しております。事業費の減額により一般会計からの繰入金 821 万円を減額しております。

歳出の主な内容は、各処理施設の維持管理をするための事業費の精査により 822 万円を減額しております。上野末吉地区機能強化対策事業測量設計委託料は額の確定により 158 万円を減額しております。

次に、議案第 71 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、事業費の精査により既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 3,020 万円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 7,516 万 5,000 円とするものであります。

歳入の主な内容は、長寿命化対策事業の交付金の減額より公共下水道事業国庫補助金 1,340 万円を減額しております。また事業費の減額により一般会計からの繰入金 1,680 万円を減額しております。

歳出の主な内容は、各処理施設の維持管理をするための事業費の精査により委託料 330 万円を減額しております。長寿命化対策事業の地震対策診断にかかる補助金が交付されなかったことによる事業廃止および事業計画検討業務委託の協定額の確定により委託料 2,680 万円を減額しております。

国からの平成 30 年度予定義務額の減額により大山浄化センター長寿命化対策工事にかかる債務負担行為の限度額を 7,060 万円減額し 1 億 1,840 万円としております。

次に議案第 72 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 2 号)について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 415 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,949 万円 3,000 円とするものです。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から款をおって主な補正内容をご説明いたします。

第 25 款諸収入のうち売電収入 452 万円の増額は、今年度 1 月末までの発電実績を考慮し、増収見込みとしております。施設の適切な維持管理により、風車停止期間をできるだけ短縮した結果であると分析をしております。

次に歳出についてご説明をいたします。

第 5 款総務費のうち施設修繕料 25 万 8,000 円の増額は、緊急時における現地調査対応に要する経費であります。基金積立金は、売電収入が増収見込みとなることから、488 万円を増額しております。

その他、委託料及び消費税等については、事業費の確定により減額するものであります。

次に、議案第 73 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 3,407 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 1,047 万 6,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,455 万 3,000 円とするものであります。

歳入から説明いたします。

第 5 款財産収入 79 万 9,000 円の減額は、土地売払収入の減額によるものであります。第 15 款繰越金は 1,127 万 5,000 円の増額であります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款宅地造成事業費 1,209 万 2,000 円の減額は、分譲地施設維持管理に伴う修繕料の精査により 50 万円の減額、事業費の精査による一般会計繰出金 1,159 万 2,000 円の減額が主なものであります。第 10 款公債費 740 万 7,000 円の減額は、大山口南団地造成に係る元金償還金の精査により 730 万円の減額、同じく償還金利子として 10 万 7,000 円の減額であります。第 20 款予備費 2,997 万 5,000 円の増額は、事業費の精査によるものであります。

最後に議案第 74 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、決算見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 10 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,173 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表を歳入からご説明いたします。

第 10 款索道事業基金繰入金を 221 万円増額し、第 20 款雑入で指定管理納付金を 231 万 3,000 円の減といたしております。

これは、今シーズンの営業成績見込みの状況などにより指定管理納付金の減少が避けられないことから、営業結果に応じて基金の取り崩しができるように準備しておくためのものであります。

次に歳出につきまして説明いたします。

第 5 款索道管理費で、印刷製本費を 4 万 3,000 円、同じく負担金を 6 万円減額といたしております。

これは、鳥取県内のスキー場所在自治体で組織する連絡協議会で取り組む事業が縮小されたための減額であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） ここで休憩いたします。再開は 2 時 15 分とします。

午後 2 時 5 分休憩

午後 2 時 15 分再開

議案第 63 号

○議長（杉谷 洋一君） 再開いたします。

これから、議案第 63 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 教えていただきたいと思います。諸収入、雑入のところで農林水産業債のところがですね、農林水産業債です、獣肉解体処理施設建設事業で合併特例債から過疎対策事業債に付け替えになっているわけですが、その理由と、そして減額となっております 320 万については、これはどういった形になるのか、どういった形になるのか、単調費の持ち出しになるのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 補正予算に関しては、直接担当課がこれから先答えます。あと、質疑の時、できればページ数等も言ってもらえると非常に助かります。よろしくお願ひします。

[ 「13 ページ」と呼ぶ者あり ]

○総務課参事（金田 茂之君） 議長、総務課参事。

○議長（杉谷 洋一君） 金田総務課参事。

○総務課参事（金田 茂之君） お答えいたします。そもそも獣肉解体処理施設の事業につきましても補正予算で計上させていただいておりました関係で、既に過疎対策事業債のほうの枠がいっぱいということで、予算計上したときには、合併特例債を充当させていただいておりましたけれども、過疎対策事業債の枠が余ったということで、振替えをさせていただいたところでもあります。

それから差額につきましては、備品のほうで起債対象外の部分がありましたので、その分を減額しておるところであります。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他にありませんでしょうか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 8 番 大森 正治議員。

○議員（8 番 大森 正治君） まず 6 ページです。収入のほうの 6 ページですが、民生費国庫補助金のなかの社会福祉総務費国庫補助金臨時福祉給付金事業補助金ですけれども、これはあれでしたよね、消費税増税に伴っての低所得者への支援だったと思いますが、これが結構 700 万以上の減額になっておりますけれど、何人分位に支払われなかつ

たと言ったらいいんでしょうかね、無かったのか。ということ、その減になった要因ですね。なんで払われなかったのか、周知不足だったのかどうなのか。あたりを説明してください。

それから支出のほうで、39 ページです。39 ページの負担金の、観光費の負担金の一番下、土砂災害特別警戒区域内事業支援補助金とありますけども、この概要説明にもありますけど、いまいち読んだだけでは意味が分かりませんので、もう少し詳しく説明してください。400 万の増の理由ですね。それからこの観光費の部分の委託料ですね、結構決算による、見込みによるものだろうと、なんらかの理由だろうと思いますが、随分と減になっている、額も大きいしというのがありますが、これだけの不要になっているのには理由があるかと思しますので、主なものでいいですので、この委託料の減になった理由ですね、説明してください。

それから工事請負費、39 ページのほう、また戻りまして工事請負費のなかの大山運動広場芝生改修工事、クロカンコースの整備ですが、これも結構 500 万もの不要額が出ておりますけども、これはどういう理由でだったのか説明してください。以上です。

○住民生活課長（山岡 浩義君） 議長、住民生活課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡住民生活課長。

○住民生活課長（山岡 浩義君） 臨時福祉給付金についてお答えいたします。この事業につきましては、12 月末をもって事業終了したわけですが、交付対象者の約 91% に交付をいたしました。で、周知の方法ということでございますけれど、町報等の記載、あるいは勧奨通知を行ってはおりますけれど、交付率としては先ほどの率ということになりました。その不用額でございます。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） それでは 38 ページから 39 ページにかけて順番に説明させていただきますと思います。

まず、38 ページです。委託料等で沢山減額になっているということでございます。まず、総合観光案内所施設機能強化事業委託料でございます。これは、地方創生で 6 月に補正を組ませていただきました観光案内所のなかで外国語対応スタッフ等の常駐等をめざして委託事業を計画いたしましたけれども事業実施にはいたりませんでした。そういったことでの減額でございます。

それから高度人材活用による情報発信強化事業のマイナス 180 万円も、これも D スクール等の実施によってこういった事業を委託しようと思いましたが、事業実施にはいたらなかったということで、事業の減でございます。

次の水平連携による選択肢拡大強化事業 200 万の減ですが、西部 DMO 構築しようということで計画しておりましたが、近隣の市町村との足並みがそろわなくて事業実施に

は至らなかったということでございます。

次、文化歴史遺産の活用による知的満足度向上事業委託料でございますが、これも実施の委託を試みましたが事業実施に取り組んでいただけたところがなかったということで、事業の未実施となっております。

それからスキー場グリーンシーズン活用事業の委託料、これにつきましても同様にグリーンシーズンの活用の計画を試みましたが、事業の実施には至りませんでした。それからバリアフリー化の事業委託料は当初 200 万の予定でして 100 万円程度でできるということでしたので、事業残ということで減額です。次の複合商業施設等の環境整備の委託料の件は、まだ現在できておりませんので、事業実施にはいたりませんでした、ということでございます。

次、39 ページの工事請負費ですけれども、大山運動広場芝生改修工事ということで、当初これも地方創生の中で予算化させていただきましたけれども、実際管理していただくところの日頃の管理等のご努力もありまして精査いたしましたところ、事業実施の必要がないということで落とさせていただいております。

それから補助金でもいくらか減額がございます。食をはじめとする大山ならではの魅力向上補助金ということですが、これは新聞報道でもご承知の方もあろうかと思っておりますが、現在 6 団体ぐらいで 1300 年絡みでいろんな名物料理を作る会ですとか、いただきグルメの会ですとか、大山ブランド会ですとか、大山町のグルメ食道、あるいは旅館組合、それから大山女性の会の皆さん、活動いただいておりますので、この部分の補助は事業実地としては必要はないという判断で落とさせていただいております。

キャッシュレス端末の補助金につきましても、キャッシュレス化を図る時に端末は必ずしもそのお金が掛からない制度もあるということで、これは事業見直しを図っているところでございますがこれ事業実施にいたっておりません。

それから文化歴史資産活用による地籍満足度向上事業につきましても事業実施にはいたっておりませんでした。参道集客力向上補助事業も、当初、当初と言いますか、参道のところで、大山の参道でそういった周辺施設で店舗展開とか、いろんな販売機会の創出機会の解消とか、そういった取り組みがあればということで企画してございましたけれども、そういった補助の要望がありませんでしたので、事業実施にはいたっていないというところでございます。

それから総合観光案内所機能強化補助金につきましても、事業実施にはいたっておりません。それから土砂災害特別警戒区域内事業支援補助金につきましては、以前、全員協議会のほうで説明させていただきました、NPO 法人さんが土砂災害区域内で事業される時に必要な擁壁等の設備に一部補助をさせていただくということで今回補正に挙げさせていただいたものがございますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） まず臨時福祉給付金の件ですけれども91%の交付はあったけれどもということですが、周知不足であるかどうかというのは分かりにくわけですけれども、これは該当者は予めだいたい分かっておりますよね。それらの方々にはいちいち連絡はされなかった結果なのかどうか、もう一度それ確認したいと思います。

それから観光関係で随分と委託料、それから負担金等、事業実施できなかったという今の説明があったわけですけれども、予算の段階ではこれやるということで予算化されたと思うんですが、いろんな理由があったかと思いますが、今説明には詳しくなかったの分かりませんが、なんか、実施できずというのがかなり多いと。えらい観光関係が多いんじゃないかという気がせんでもないんですけども、果たしてこういうことでのかなという疑問が湧いてきます。予算の段階であまりにも甘い予算化ではなかったのかなという気がせんでもないですが、いかがでしょう。それだけ再質問します。

○住民生活課長（山岡 浩義君） 議長、住民生活課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡住民生活課長。

○住民生活課長（山岡 浩義君） 臨時福祉給付金事業でございますけれども、この事業につきましては、いろいろな形で数年前から実施しております。ということで対象者は、数年前とダブっている人ですので、対象になるという見込みの方は把握しております。その方について当初通知、それと事業が進みまして出されていないという方については、広報及び鑑賞通知ということで通知はさしてもらっているわけですが、結果として先ほど言いましたような率になったということでございます。以上です。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 地方創生に対する関係についてお答えします。これはですね、就任前からとかっていう説明を強調すると言いついてはいいんですけども、就任より前に計画されていた事業が、就任直後に国の交付決定が出ました。で、6月議会だったかと思いますが補正で提案をさせていただいたと思います。で、その時に国に申請した計画で予算がついたので、全額これを計上しないといけないのですが、やっぱり事業をするにあたっては精査をしながら進めるという説明をさせていただいたとおりで、必要なものは行ってありますし、見直しをしてこの予算を使わなくてもいいというふうに判断したものは執行していないものもあります。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。大森議員、それでよろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） 14番 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 2点というか3点になるのかな、1点はですね、今回、

固定資産税が増税 2,425 万 8,000 円増税してあるということではありますが、だいたいこの価格が、ずっとこうもう 10 何年下がってきているのには、このプラスという、なった原因はどうなのかということをお知らせ願いたいし、もう 1 点は、ふるさと納税の応援基金ですね、これについては寄附者増により増額があるわけですが、そのなかで 14 ページ、ふるさと応援基金事業の通信運搬費が百何十万も減っている、これはなんかプラスになってるのに、逆行しとらへんかなという気がするわけです、そこらへんのちょっと説明をお伺いしてみたいと思います。

○税務課長（遠藤 忠敏君） 議長、税務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 遠藤税務課長。

○税務課長（遠藤 忠敏君） お答えします。固定資産税の路線価の方が下がっているということですが、土地のほうにつきましては、家屋もでございますけど、当初見込みを、予算見込みを若干低めに算定したことによります。こちらのほうで償却資産のほうもかなりの増となっておりますけど、これにつきましては、当初予算を前年並みと見込んでいたところではございますが、設備投資が増えたこと、また国からの配分割合の通知、これにつきましては、またがっております償却資産、鉄道ですとか電柱、電線などがございますけど、これらの国から課税標準額を決定した通知が通常ですと 3 月の下旬までに届くわけなんでございますけど、このたびはこの通知が 12 月の下旬に届いたことによります。これらのことによりまして 3 月補正とさせていただいたところがございます。

○企画情報課参事（大黒 辰信君） 議長、企画情報課参事。

○議長（杉谷 洋一君） 大黒企画情報課参事。

○企画情報課参事（大黒 辰信君） ただいまのふるさと納税の関係ですけど、ふるさと納税の送料という、役務費というところにつきましては、送料、送り先というところが、日本各地にございます。で、確かにふるさと納税されている方は増えているんですけども、送り先というところですね、当初予算の時にある一定なところ、関東なら関東を、一応目安として基準として予算化しております。で、当初予算につきましては、その分若干多めに組んでおりますけども、だいたい分かってきましたので減額させていただいたということがございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。じゃあ、その他。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（杉谷 洋一君） 12 番 吉原議員。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） ページは 16 ページと 17 ページになります。16 ページのところですけども、女性の活躍の場創出事業専門家謝礼 100 万円の減、それと 17 ページに女性の活躍の場研究会補助金 60 万円が減となっておりますが、この説明を求めます。

それから同じく 17 ページに若者定住空き家購入支援事業補助金が 250 万の減、空き家家財道具等処分支援事業補助金 20 万の減、これ一緒だと思うんですけども、それと絡んでいるのか、移住定住助成金は 387 万 5,000 円の増です。これについての説明を求めます。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 女性の活躍の場創出事業の減額についてお答えさせていただきます。

女性の活躍の場創出事業につきましては、昨年度からいろいろと取り組ませていただいております。いろいろと形になったものもありますけれども、いろいろと呼びかけして集まっていたいろいろな話をしていくなかで、なかなか事業展開としては難しいなというところが出てきて、集まっていた方の皆さん、それぞれ方向性が違っていたりとかで、そういったなかで専門家の方、講師として契約を企画しておりましたけれども、そういったなかで電話やメールのなかでいろいろ相談しながら、お金の掛からないセミナー参加とか、そういったことへの取り組みはさせていただきましたけれども、実際の活動ということには至らなかったということでございます。これも参加の皆さま方や、そういう方々といろいろ活動し、協議をしながら決めたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） 失礼します。17 ページの移住定住の関係で 3 点ご質問いただきました。若者定住空き家購入支援事業補助金ということで 250 万当初組んでおりました。これ 1 軒分です。申請がなったということでの減額でございます。

次が、空き家家財道具等の処分の関係ですけど、当初 50 万組んでおまして、3 軒の執行があったということで今後見込みがないということで 20 万減額をしております。

最後の永住定住助成金ですけど、これは新たに土地を購入して家を建てられたとか、そういったものでございまして、当初の見込みより、新たに土地を購入されて 40 歳以下の方が建てられたということが多くあったという実績による増でございます。以上です。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（杉谷 洋一君） 12 番 吉原議員。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） まず女性の活躍の場ですけど、確かに応募が少なかったりしたのかもわかりませんが今女性の起業というか、代表者の会社というのは結構伸びてるとか、そういう時勢であります。ですので、どのように広報されたのか、今一步頑張っただけで欲しかったと思うんですけども、できる限りの広報をされたのか。

それから空き家のことですがけれども、本当は他のなかなかこの空き家というのは難しいんであらうと思います。で1軒分ということでしたけれど、できれば空き家改修とかそういう感じで、応募の方法というか、そういうふうにして、空き家の今問題がいっぱいありますので、それについて解決の道筋ができるんじゃないかと思うので、もう少し力を入れられたらと思うんですが同じように。候補の仕方と空き家の購入についての支援の方法、について考えられたのではないかと思います、そのことについて。

移住定住助成金は効果を発揮していて、それは本当にありがたいことだと思っておりますが、2点についてもう一度再質問します。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） おっしゃるとおり、今年度はできませんでしたが、昨年度までは実績がありましたし、引き続きお声かけをさせていただきながら、新たな活動ができないかというのは模索していきたいと思っております。

それから新たに新年度では、女性に限らずですね、創業支援という形での企業をされる方への支援もあたりに考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） 失礼します。移住定住対策ということで、今後またいろんなことを検討してということだと思っておりますけど、空き家、町に登録してある空き家を使った補助金は各種用意しておりますけど、なかなか購入とか、賃貸とかっていうところにはいたっていないというのが現状です。年間だいたい今で10件程度、その中で使われる方が何人おられるかというところだと思っております。今後もこの事業をもう少し使えるような形で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 64 号

○議長（杉谷 洋一君） 次に議案第 64 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 66 号

○議長（杉谷 洋一君） これから、議案第 66 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 予算書ですと 9 ページになるんですが、繰出金です。

直営診療所への送り出しが 208 万円の増額になっておりますけれども、この内容、理由について説明をお願いします。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） お答えいたします。この交付金の増額は、診療所で医療機器を購入した際に、国からの交付金がございます。それは特別会計、国保特別会計から支払されることとなりますので、そのための増額でございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。はい、他に質疑ありませんでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第 66 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 67 号

○議長（杉谷 洋一君）これから、議案第 67 号、平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページですね、診療報酬が非常に下がっておりますが、そのなかで特に下がっておるのが、大山口診療所で 800 万下がっておりますが、これはまあなんて言いますか、過大見積りだったのかそれとも他に理由があつてですね、診療者が減ったということになるのか、そのへんのことをちょっと状況を教えていただきたい。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） お答えいたします。大山口診療所に限らずどこの診療所ともやっぱり後期高齢者の方の減が大きく響いております、そのためにこれだけの減としております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。はい、じゃあ他に質疑ありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） また新年度予算のことでも議論になるかもしれませんが、健康診断の手数料、説明資料の 4 ページなんですけれども、人間ドックかなと思うんですが、健康診断手数料で総額で 650 万の減と、内訳としては大山診療所で 500 万の減、大山口診療所で 150 万円の減となっておりますけれども、この減額の理由、内容について、合わせまして、今後の診療所での人間ドックなり健康診断事業の実施の方向性と合わせて説明をお願いします。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） ご質問にお答えいたします。健康診断手数料につきましては、お見込みのとおり、人間ドックにかかります人数の減ということで、減額をさせていただいております。特に大山診療所につきましては、当初 260 名予定しておりましたけれども実際にその 50%程度で今推移しております、そのための減額を計上させ

ていただきました。

今後につきましては、平成 30 年度の検診関係の事業とも絡んでまいりますけども、人間ドックも継続して引き続き行いつつ、集団検診のほうにも力を入れながら取り組みをすすめていきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） 短い時間ではちょっとなかなか私も理解しにくい部分もあるんですけども、結局当初の見込みより人間ドックが大幅に少ないというような状況のなかです、診療所の特別会計については、町民の健康増進と言いますか、医療サービスを提供するという面もありながら、やはり医療機関としての経営という部分の視点も必要なんじゃないかなと思うんですけども、2,000 万からの設備投資をして、高額の医療機器を購入したうえで見込みよりものすごく大きな減少に実績としてはなっているというような状況のなかで、経営戦略としてどうだったのか、今後の経営改善策としてどうなのか、もう少し今後の方向性についての分かるような形での説明をお願いします。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議員、おっしゃいますとおり、町民の健康に対しますやはり大きな機関だというふうに考えております。診療所につきましては、当然のことながら診療は当然行うようにしまして、町民の保険関係の充実にも大きく寄与していくものというふうに考えております。今後につきましても、そういった診療のほうにも重きを置きつつ、やはりきちんとした医師の確保と言いますものを考えながら経営的にも安定したものが取り組めますように考えて参りたいというふうに考えております。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） まあ私が言っとるのはですね、人間ドックでまあ特に大山診療所を健診センター化するというところで、2,000 万も設備投資して、採算にある程度合うというような見込みだったのが、全然実績が伴わないと、私これ事業実施するときにむしろ診療所の会計を圧迫することになるんじゃないですかという心配をだいぶさせてもらったですけども、そうじゃないと、言うような、ね、むしろ経営に寄与するような説明をされて事業実施に踏み切られたわけだけれど、結果やっぱり診療所会計の健全な経営をむしろ悪化させています。そのなかで今課長は、今後も健全な経営みたいなことをおっしゃったんですけど、言っていることが実態とまったく合っていないわけですね。で、まあ失敗なら失敗でもう少しきちんと過去の経営判断を反省するなり、きちんと精査する必要があるかと思うんですけども、そういったことを踏まえての

答弁最後をお願いします。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議員、おっしゃいますとおりこれまでの事業の方針につきましても、やはりきちんとこれまでの経緯を踏まえまして、じゃあ将来どういったふうなことが診療所に対して必要かということをお皆さんと一緒に、検討させていただきたいというふうに思っております。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） おそらく満足のいく答えでなかったと思うんで、お答えしますけれど、今回の議会でも、就任以前のことをだいぶどうだったのと聞かれることがあります。この間の全協でも思ったことを言ったら新聞に切り取られましたので、なるべく気を使いながらしゃべりたいと思っておりますが、ご指摘のとおりですね、大山診療所を健診センター化しようとして投資を幾部か入れております。で、現状の人数の推移でいくと、おそらくこれは診療所会計を将来的には圧迫していくものだというふうに判断しております。ですので、健診センター化ではなくて大山診療所は、本来あるべく大山地区の過疎地の医療を担う機関としてしっかり位置づけをしていくと言う方向で進めていきます。そして人間ドックに関しては、施政方針でも説明をさせていただきましたが、年齢制限を撤廃することと、受けられる医療機関を緩和すること、これによって住民サービスの向上に寄与するものと思っております。しかしながら、個人の負担部分は少し調整させていただいて、財源が大幅に持ち出しになるというようなことではなくて使い易いものにしていきたいと思っておりますし、合わせて金銭的負担が国保の人間ドックでは高すぎるといふ方には、人間ドックとほぼ同じような内容の特定健診の集団検診を受けていただく、これは無料で受けていただけるように制度を見直しておりますので、そういったところを総合的に見直すことで住民さんの健康増進にも寄与して大山診療所の今後のあり方にも希望が見える、そういうような見直しを行っております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 68 号

○議長（杉谷 洋一君） これから、議案第 68 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 69 号

○議長（杉谷 洋一君） これから、議案第 69 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 3 ページでですね、一般会計繰入金が 337 万 5,000 円、これは何らかの繰入れをしなければいけないということだったようでございますけども、これはどういう関係で何%の町の繰入がなければいけないということからこの数字が出ているかということをお尋ねいたします。

○福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。

○議長（杉谷 洋一君） 松田福祉介護課長。

○福祉介護課長（松田 博明君） ご質問にお答えいたします。繰入金の関係でございしますが、この介護保険の制度のなかで、給付費の 12.5%は町が負担をするということになっております。今回、給付費がゼロになっておりますので、その関係で町の負担分 12.5%分を今回一般会計から特別会計へ繰入れしております。以上です。

〔 「分かりました」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第69号を採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 70 号

○議長（杉谷 洋一君） これから、議案第 70 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。00

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第70号を採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 71 号

○議長（杉谷 洋一君） これから、議案第 71 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 4 ページですけど、地震対策診断委託料が 1,000 万ほど減になってますけど、これ地震対策をやらなかったということですが、やらんということはどういうことですか、永久にやらないということになるわけですか。そのへんの契約はどういうことになりますか。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 地震対策診断委託料ですが、予定しておりましたのは逢坂処理場でございました。社会資本総合整備の交付金の交付がございませんで、今年度見送ったものでございます。以上でございます。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9番 野口 昌作君） では、今年度見送ったということで来年度はまた出てくるということですか。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 実は今大山の長寿命化事業、大山処理場、行っておるわけですが、この事業、平成 32 年でこの事業は終わるということになっております。で、逢坂処理場につきましては、新しくストックマネジメント支援事業という事業に今のところ向かうような予定で準備を進めておりますので、それに合わせて耐震化診断も必要となってくると思っております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9番 野口 昌作君） それはいつ頃の予定になりますか。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 今の 29 年補正の話ですが、平成 30 年の予算のほうにまた、事業計画変更、これ変更認可の申請でございますが、これが法改正によりまして、30 年の 11 月、今年の 11 月までに策定しなければならないということになっていまして、それを受けた後に、平成 31 年以降になろうかと思っております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 71 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

## 議案第 72 号

○議長（杉谷 洋一君）これから、議案第 72 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（杉谷 洋一君） 11 番 西尾議員。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 町長の説明ではですね、1 割強増収があるわけですが、停止期間を短くしたとおっしゃられましたが、どのようなやり方で停止期間を短くしたのかなと、お聞きいたします。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） 失礼します。修繕については、総合的な点検ということで今年度から実施してまして、その関係で故障で停止している期間より、点検を事前におこなっていますので短くなったということでございます。以上です。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（杉谷 洋一君） 11 番 西尾議員。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 総合的メンテナンスの総額と増収した額と、全体的にどの位差があるんですか。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（杉谷 洋一君） 井上企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） まず、売電収入のほうですけど、昨年と比べまして 2 月末現在、昨年がだいたい 3,350 万ぐらいでした。で、今年度風の量にもよってきますけども、4,330 万、約、今の時点で 1,000 万多くなっているというような状況でございます。修繕料につきましてはそんなに変わった金額ではございません。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

〔 「はい」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決さ

れました。

### 議案第 73 号

○議長（杉谷 洋一君）これから、議案第 73 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君）議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君）10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君）歳出のほうでお尋ねしたいと思います。簡単に町長のほうからも説明もあったと思うんですけども、繰出金ですね、一般会計の繰出金 1,159 万円が減額になっております。

他方では予備費が 3,000 万近く予備費に回すような格好になっているわけですが、まあぶっちゃけ今年度、さしたる事業があるわけでもなく、2,000 万円以上、一般会計に繰り出すのが筋ではないのかなというふうに思うわけですが、なぜ繰出金を減額して予備費を増額されるのか、その理由についてご説明をお願いします。

○建設課長（大前 満君）議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君）大前建設課長。

○建設課長（大前 満君）近藤議員のご質問にお答えいたします。予備費の約 2,900 万につきましては、今後の起債償還に関わるものとして宅地造成会計のほうに残すものでございます。

○議員（10 番 近藤 大介君）議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君）10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君）今後の起債償還というのは、たぶん 30 年度以降の事なのかというふうに思いますが、起債償還のための残額が、結局どれくらいなのか。それで、本来であれば、そういった起債償還の費用は、土地の売り払い、不動産の売り払い収入で、それをまかなうのが本来の筋ではないかと思うんですけども、不動産の売り払い収入が 30 年度以降見込めないから残すということなのか、もう少し詳しい根拠を説明してください。

○建設課長（大前 満君）議長、建設課長。

○議長（杉谷 洋一君）大前建設課長。

○建設課長（大前 満君）起債につきましては、大山口南団地を造成するにあたりまして借りたものでございます。起債の額といたしまして、利子と合わせて 3,004 万 580 円残っておりまして、平成 30 年度から起債の償還にあたってまいります、というところ です。よろしくをお願いします。

[ 「いやいや、不動産の売買はもうないの、来年度以降入って来ないんですか」と呼ぶ者あり ]

- 建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 大前建設課長。
- 建設課長（大前 満君） 売買につきましては、南団地は既に全ての売買は終わっております。あと残すところは、ナスパルタウンの売買を、来年度につきましては、3軒程度見込んでおります。
- 議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。
- 議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。
- 議員（10番 近藤 大介君） 来年度3軒ということであれば、来年度予算でいくと1,700万ですか。1,700万は収入が入ってくる見込みになるわけですから、仮に3,000万起債償還の費用があるとしても差引してまあ1,500万ぐらい残っておれば充分なはずなわけですね。なおかつもっと言えば、来年度3軒でナスパル団地が全て売り切れということならあれですけれども、もっと実際には残っておるわけですよ、その金額ベースで、ナスパル団地で残っている不動産の価格が一体いくらなのか、金額ベースで3,000万、4,000万あるのあれば、ここで予備費で残すまでもなく、早くナスパル団地を処分してっていう話になろうかと思うんです。もう少し詳しくというか、ナスパル団地があと何区画残っているのかということと、さっきも言ったように、もっと予備費が少なくてもいいんじゃないかということの説明をお願いします。
- 建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 大前建設課長。
- 建設課長（大前 満君） ナスパルにつきましては、今年度1区画売れておまして、残りが15区画となっております。近年の推移で1区画売れるかどうかというところが現状でございます。それも含めまして、起債のほうはあくまでも大山口南団地を造成するにあたってのものでございましたので、このまま予備費として残させていただきたいと考えております。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。
- 議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 不動産の売り払い収入、土地の売り払い収入ですけども、土地の売り払いに関しては基本的には、予算で見込んだような金額になると思うんですけど、この79万9,000円っていう微妙な減額というのは、いったいどういうことなのか教えてください。
- 建設課長（大前 満君） 議長、建設課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 大前建設課長。
- 建設課長（大前 満君） 今年度の売り払いにつきましては、南団地3区画、ナスパルタウン3区画ということで予定しておりましたが、実際売れたのが、南団地は5区画で

ナスパルタウンが1区画ということでございましたのでこれだけの不用額が生じたということでございます。

○議長(杉谷 洋一君) 終わりですか。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○議長(杉谷 洋一君) なら4番 加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 今、ちょっと理解できないんですけど、79万9,000円分の土地が売れなかったという見方でいいんですか。

○建設課長(大前 満君) 議長、建設課長。

○議長(杉谷 洋一君) 大前建設課長。

○建設課長(大前 満君) 区画の単価につきましては、それぞれまちまちでございますので、どこが売れたかによってその単価は変わってくるものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。他に質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第74号

○議長(杉谷 洋一君) これから、議案第74号 平成29年度大山町索道事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(13番 岡田 聡君) 議長、13番。

○議長(杉谷 洋一君) 13番 岡田議員。

○議員(13番 岡田 聡君) 営業成績見通しで、指定管理納付金が230万ほど減額の予算ですけれども、当初予算。今シーズンは年末年始からずっと雪があったように思うんですけど、そうしたなかでいる込客が少ない現象という結果のようなんですけれども、そこらあたり原因と対策についてどうお考えでしょうか。

○観光商工課長(持田 隆昌君) 議長、観光商工課長。

○議長(杉谷 洋一君) 持田課観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 冒頭の政務報告のほうでもさせていただきました。今シーズンは久々に雪のあるスキー場開きから雪があつてずっと年末年始過ごさせていただきましたが、雪がなかった昨年、一昨年に比べますと確かに増えてはおりましたけれど、雪がしっかりあった3年前に比べますと年末年始でも4割減という状況だったということでございます。それから非常に雪があつたんですけど、気温が低くてですね、そういったところもお客様の出足にちょっと影響したのかな一と思っています。2月の連休あたりは例年どおりの賑わいをみせておりましたけれども、今朝降りましたが、昨日一昨日等の温かい風でちょっとスキー場が見えてたりと、地肌が見えてたりという状況がありましたので、なかなか安定した経営が3月中も厳しいということもありましてこういういった状況になったかなと思っています。新聞報道やオリンピックの関係もあつて若干お客様が戻ってきているということもありまして、スキー場でもそんな凄く伸びているわけではないですけど、そういった感じの形の家族連れが増えているということは伺っています。またこういった、これを機会をスキーへの興味をもつていただくような宣伝とか、そういったものにも今後取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

### 散会報告

○議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、3月12日に会議を開き、残りました議案について質疑を行いますので、定刻午前9時30分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

---

午後3時16分散会